



有機農業をはじめよう！ No.4

第13回有機農業公開セミナー 資料集

## 新規就農支援を考える

日 時： 2013年2月27日(水) 13:00～17:30  
28日(木) 10:00～14:00

会 場： 國學院大學学術メディアセンター1階 常磐松ホール  
(東京都渋谷区)

主 催： 有機農業参入促進協議会

共 催： 日本有機農業研究会、國學院大學環境教育研究プロジェクト、  
渋谷・環境と文化の会



# 巻頭言

平成 18 年 12 月、有機農業推進法が施行されて 6 年が経過した今、農業の現場では小さいが新たな局面を迎えています。それは、我が国の農業就業人口、耕地面積、農産物生産量が減少の一途をたどるなか、有機農業者の就業人口、有機農産物の生産量は右肩上がりの状況にあるということです。

現状においても、有機農業の振興には数々の障壁があります。地域の人たちや慣行農業者の誤解に基づく有機農業への無理解、行政・農協などが把握している技術やマーケティングにおける有機農業に関する情報不足、有機農業者自身の閉塞性、などなどです。

これら山積みの問題が有機農業推進法施行以後、急激に改善されたようには思えませんが、有機農業者が増えているという現実、一体何を物語っているのでしょうか。

考えられる点が 2 つあります。

まず、有機農業者と消費者には、単に農薬や化学肥料を使わないということだけではなく、それを通して、安全で美味しい食材を子供たちに食べさせたいという、共通の動機があるのではないのでしょうか。

つぎに、豊かな自然の再生とその保全。それに基づいた持続的で再生産可能な農林水産業の再生。その食と生命を守る社会の食糧生産基盤の整備と、それによって得られる安心、心身ともに健康な生活。そのためには何ができるのか？ という共通のテーマを抱えた人たちが増えているのではないのでしょうか。

その結果として、有機農産物の生産、流通、消費の拡大と言うことであれば、有機農業者もその立ち位置と役割を意識する必要があるのではないのでしょうか。

健全な社会を希求する普通の人たちの想いが、有機農業の拡大という結果をもたらしているとしたら、我々、有機農業者は、どういう方向に向けて、何を目的に、どのような方法で取り組んでいけばよいのでしょうか。

この公開セミナーを通して、農業者、行政担当者、消費者などそれぞれの立ち位置で、協働して有機農業を推進していく方向性と方法論に、一定の具体性が見えてくること、そして参加者の学びの場になることを期待します。

最後になりましたが、開催にあたってご尽力いただいた関係各位にこの場を借りてお礼を申し上げます。

2013 年 2 月 27 日

有機農業参入促進協議会  
会長 山下 一穂





# 目 次

プログラム	6
会場案内	7
情報交換会・現地見学会	8
講師プロフィール	9
<b>第 1 部 基調講演</b>	
国及び地方公共団体の有機農業施策の推進状況と	
産地収益力向上支援事業の事業成果について（農林水産省）	13
有機農業の技術確立と経営安定支援（森 和之）	22
<b>第 2 部 事例発表とパネルディスカッション</b>	
農業ならではの生活を楽しみ、大切に（武藤大悟）	55
夫婦で話し合い就農を決意（千葉康伸）	58
有機農業研究会の活動と「提携」（久保田裕子）	61
<b>参考資料</b>	
魚住農園の取り組み	71
JA やさとの有機農業研修制度「ゆめファームやさと」（柴山 進）	78
有機農業の現状と課題（有機農業参入促進協議会事務局）	80
有機農業に関する相談の問い合わせ先	85
有機農業の研修受入先をご紹介ください	87
有機農業公開セミナー開催一覧	88

# プログラム

## 2月27日(水) 基調講演・パネルディスカッション

13:00 ~ 13:10	開会式	あいさつ	山下 一穂 (有機農業参入促進協議会 会長)
			久保田 裕子 (日本有機農業研究会 理事)
13:10 ~ 13:50	基調講演 「国の有機農業推進の現状と課題」		伊藤 博行 (農林水産省生産局農産部 農業環境対策課)
13:50 ~ 14:50	基調講演 「有機農業の技術確立と経営安定支援への取り組み」		森 和之 (鹿児島県始良・伊佐地域振興局)
14:50 ~ 15:00	休憩		
15:00 ~ 16:00	事例発表	武藤 大悟 (JA やさと有機栽培部会 茨城県実施農家)	
		千葉 康伸 (NO-RA ~ 農楽 ~ 神奈川県実施農家)	
16:00 ~ 16:10	休憩		
16:10 ~ 17:30	パネルディスカッション 「新規就農支援を考える」		コーディネーター 久保田 裕子 (國學院大學経済学部)

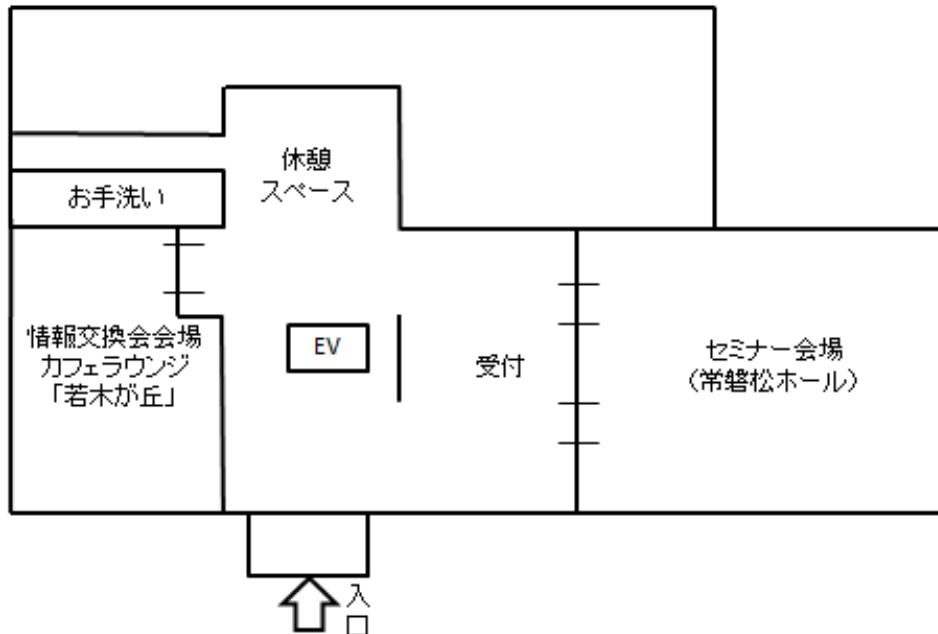
終了後、18:00 より「カフェラウンジ若木が丘」(國學院大學學術メディアセンター1階)にて意見交換会(別料金)を開催いたします。

## 2月28日(木) 現地見学会

10:00	JR 石岡駅集合、マイクロバスにて移動
10:30	魚住農園
11:30	JA やさと 研修施設「ゆめファーム」
12:30	ポケットファームどきどき茨城町店、昼食(各自負担)
14:00	JR 石岡駅解散

# 会場案内

國學院大學学術メディアセンター1階 常磐松ホール



## 注意事項

- 館内は禁煙となっております。おタバコは館外の決められた場所にてお願いいたします。
- セミナー会場内での飲食はできません。飲食は休憩スペースにてお願いいたします。
- ゴミは各自でお持ち帰りください。

# 情報交換会・現地見学会

情報交換会（2月27日 18時～20時）

- パネルディスカッション終了後、「カフェラウンジ若木が丘」（國學院大學学術メディアセンター1階）にて行います。ご参加の皆さまには、スタッフの指示に従って速やかなご移動をお願いいたします。

現地見学会（2月28日 10時～14時）

- 10時までに JR石岡駅西口に駐車しているマイクロバスにご乗車ください。
- お車でご参加の方は、JR石岡駅周辺の市営駐車場（有料）をご利用ください。



- ① JR常磐線 石岡駅西口、②魚住農園圃場（林地区西原）、③魚住農園、④JAやさと 研修施設「ゆめファーム」、⑤ポケットファームどきどき茨城町店

# 講師プロフィール

## 伊藤 博行（いとう ひろゆき）

1964年、秋田県生まれ。88年、新潟大学農学部農学科卒業。88年農林水産省入省。入省後、食糧庁において米の需給、麦の価格担当、生産局において麦の生産振興、果実の需給調整、豆類の生産振興担当、気象庁出向等を経て、2010年から、農林水産省生産局農産部農業環境対策課 課長補佐（有機農業推進班担当）、現在に至る。

## 森 和之（もり かずゆき）

1968年、鹿児島県生まれ。91年、日本大学農獣医学部農芸化学科卒業。92年鹿児島県入庁後、末吉農業改良普及所(野菜)、フラワーパークかごしま(植栽管理)、出水農業改良普及所(花き)、沖永良部農業改良普及センター与論町駐在(地域振興)を経て、2007年から新設された鹿児島県全域を担当する有機農業の広域普及指導員として農業開発総合センターに勤務。09年からは鹿児島県で有機農業が最も盛んな始良地域に有機農業の広域普及指導員のまま移動し、始良・伊佐地域振興局農政普及課野菜普及係勤務、技術専門員、現在に至る。

## 武藤 大悟（むとう だいご）

1977年、東京都生まれ。大学卒業後、種苗会社に3年半勤務。農業への日本農業実践学園専修科に入学し、実際に農業を学び、農業で生きようと決意。群馬県の農業法人に就職し、間もなく結婚。それを機に「ゆめファームやさ」と研修制度」に応募し、2006年4月より2か年研修。08年、茨城県石岡市(旧八郷町)で就農。妻の朝子さんとともに120aの畑で、約10種類の野菜を栽培。JAやさとの有機栽培部会に所属。

## 千葉 康伸（ちば やすのぶ）

1977年、神奈川県生まれ。大学卒業後、東京で、金融関係のSE(システムエンジニア)として勤務。年を取っても働いていける、資格ではない「手に職」をつけられる有機農業での就農を決意し、30歳で退社。有機のがっこう「土佐自然塾」、「山下農園」で合計2年間研修。2009年、神奈川県愛甲郡愛川町で就農。夫婦で1.7haの畑を耕し、1シーズン15~20品目、年間約40品目の野菜を栽培。

## 久保田 裕子（くぼた ひろこ）

国民生活センター勤務(普及部、調査研究部等)を経て、1996年4月から國學院大学専任教員。現在、國學院大学経済学部教授、日本有機農業研究会理事。主な著書に、『多様化する有機農産物の流通』(共著、学陽書房)、『有機食品Q&A』(岩波ブックレット)、『食の安全 政治が操るアメリカの食卓』(共訳著、岩波書店)、『食の安全基礎知識』(共著、丸善書店)など、報告書に『有機農業への消費者理解増進調査報告』(2008~2011年度、日本有機農業研究会)、『有機種苗の生産・流通・利用実態調査』(2008~2010年度)、日本有機農業研究会)などがある。



# 第 1 部

## 基調講演

伊藤 博行（農林水産省生産局農産部農業環境対策課 有機農業推進班）

森 和之（鹿児島県始良・伊佐地域振興局農政普及課野菜普及係）

平成 18 年 12 月に施行された有機農業推進法に基づき、19 年 4 月には国の有機農業推進に関する基本方針が策定され、現在、すべての都道府県で有機農業推進計画が策定されています。

しかし、各自治体の有機農業推進の取り組みはさまざまであり、有機農業を担当している職員から「有機農業推進のために、何をすればよいのかわからない」との声も聴きます。

基調講演では、農林水産省で有機農業の推進を担当されている伊藤博行氏より、有機農業推進法に基づく施策の推進状況と有機農業推進のための支援について、鹿児島県で有機農業の普及指導を担われている森 和之氏より、普及員として有機農業の現状と課題を整理し、地元農家とともに身近なところから改善しながら実施している有機農業推進の取り組みについて、紹介させていただきます。

新規就農を希望される人の多くは、有機農業での就農を希望されています。基調講演を通して、就農相談や就農支援を担当される方々に、有機農業の現状を理解したうえで、就農希望者の目線とともに、就農に向けて考えるきっかけししていただくことを希望いたします。





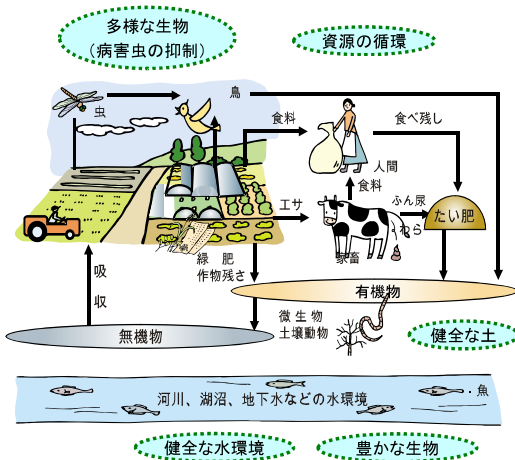
# 国及び地方公共団体の有機農業施策の推進状況と産地収益力向上支援事業の事業成果について

## 農林水産省

### ■ 環境保全を重視した農業生産の推進

- 農林水産省では、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等により肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を環境保全型農業と位置づけ、平成4年から全国的に推進。
- 平成17年度から、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進。さらに平成22年度以降は新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、農地での炭素貯留、冬期湛水管理など環境保全効果の高い営農活動の導入を促進。

#### ○ 環境保全を重視した農業生産



#### ○ 食料・農業・農村基本計画(要約)

##### 第3 食料、農業及び農村に関し総合かつ計画的に講ずべき施策

##### 2. 農業の持続的発展に関する施策

##### (8) 持続可能な農業生産を支える取組の推進

化学肥料・化学合成農薬の使用低減のみならず、環境保全効果の高い営農活動の導入を促進する。また、その環境保全効果や農業経営への影響を把握する。さらに、こうした取組を行う農業者のネットワーク化を進める。

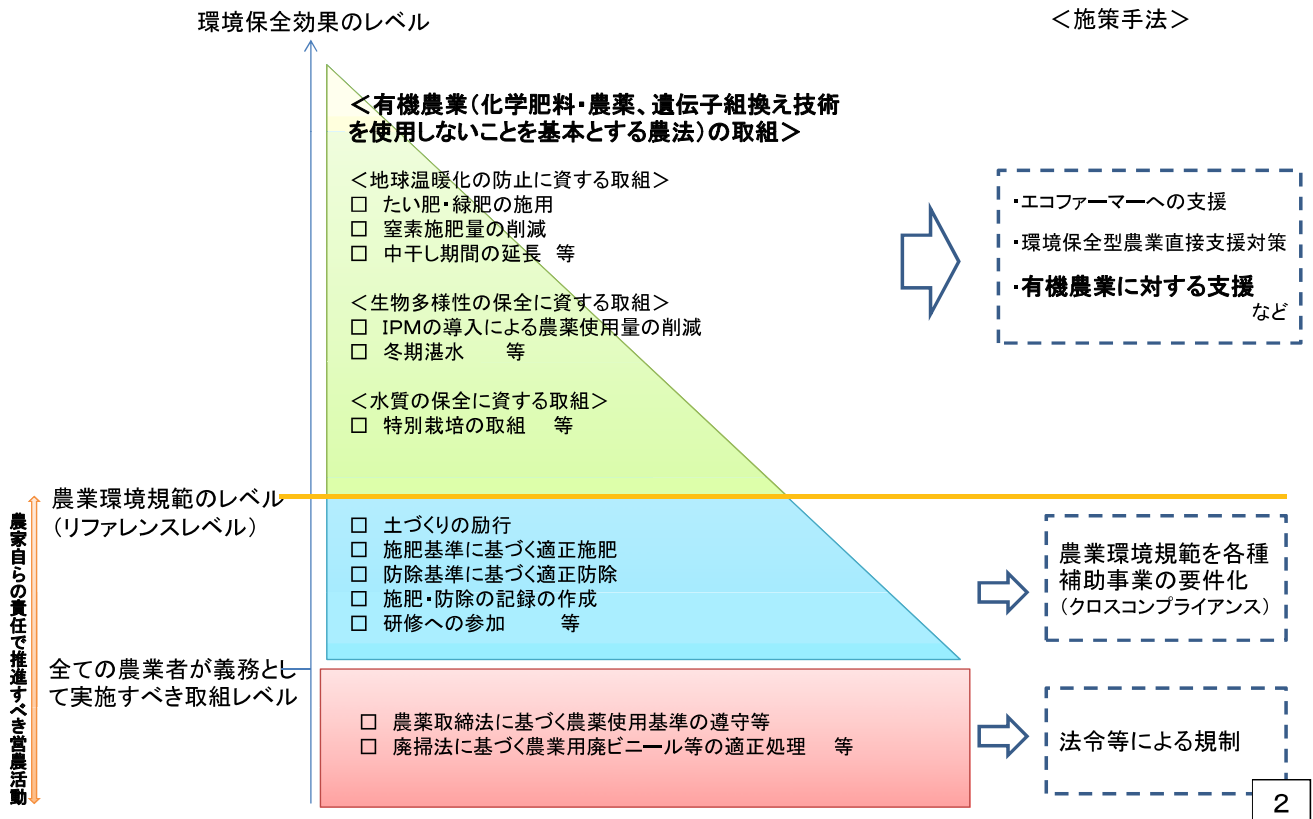
有機農業については、有機農業推進法に基づき、技術の確立・普及、安定供給の確保、消費者理解の促進を推進する。また、有機JAS制度の活用を推進する。

#### ○ 施策の概要

農業環境規範の普及・定着	農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範(農業環境規範)を策定し、各種支援策を実施する際の要件とするなど、その普及・定着を推進。 【農業環境規範の実施を要件等としている事業数:38事業(平成24年度)】
エコファーマーの取組への支援	持続農業法(平成11年7月制定)に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定を促進し、その取組を支援。21年度から、技術の向上、消費者などとの交流を図るため、エコファーマーのネットワーク化を推進。 【エコファーマー認定件数:216,287(平成24年3月末現在)】
環境保全型農業への直接的な支援	平成23年度から地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する直接支援(環境保全型農業直接支援対策)をスタート。 ①農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を実施。 (対象となる営農活動:カバークロープの作付、リビングマルチ・草生栽培、冬期湛水管理、有機農業の取組) ②上記の他、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で地域を限定して支援する地域特認取組も対象。 (炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、バンカープラント、江の設置等)
有機農業の推進	有機農業推進法(平成18年12月制定)、同法に基づく基本方針に即し、有機農業の推進計画の策定と推進体制の整備、有機農業の技術の確立等を推進。 また、有機農業推進に向けた産地の販売企画力、生産技術力強化の取組、販路拡大のためのマッチングフェアの開催等を支援。

## ■ 環境保全型農業の推進施策

環境保全型農業の効果のレベルに応じた施策手法

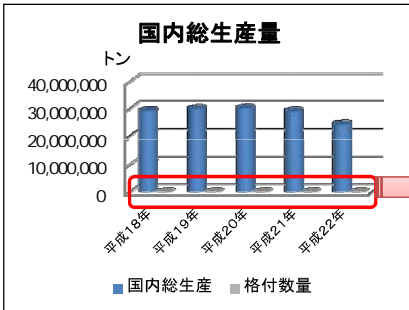


2

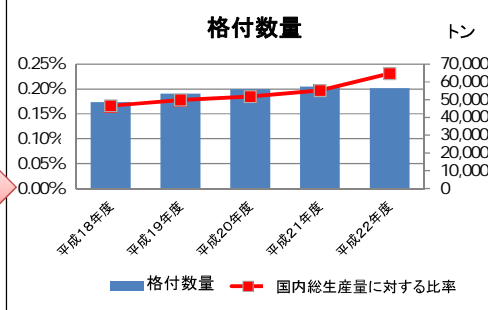
## ■ 農業全体における有機農業

- 国内総生産量が伸び悩む中、有機農産物は増加基調にあることから、有機農産物(JAS)の国内総生産量に占める比率は増加している。
- 平成23年度に実施した有機農家への調査結果から、有機農家数は、平成22年度現在、全国に12千戸存在し、平均で年率5%強の伸び率で増加しているものと推定される。
- 同上の調査結果から、有機JAS格付数量以外の有機農産物を加えると、我が国の有機農産物は0.4%程度と推定される。

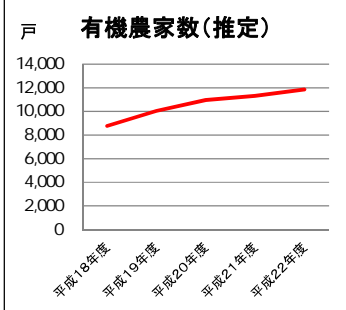
### ○生産量の推移



### ○有機農産物(JAS)の推移



### ○有機農家数(推定)の推移



資料:「食料需給表」、農業環境対策課調べ

(単位:千トン)

(単位:戸)

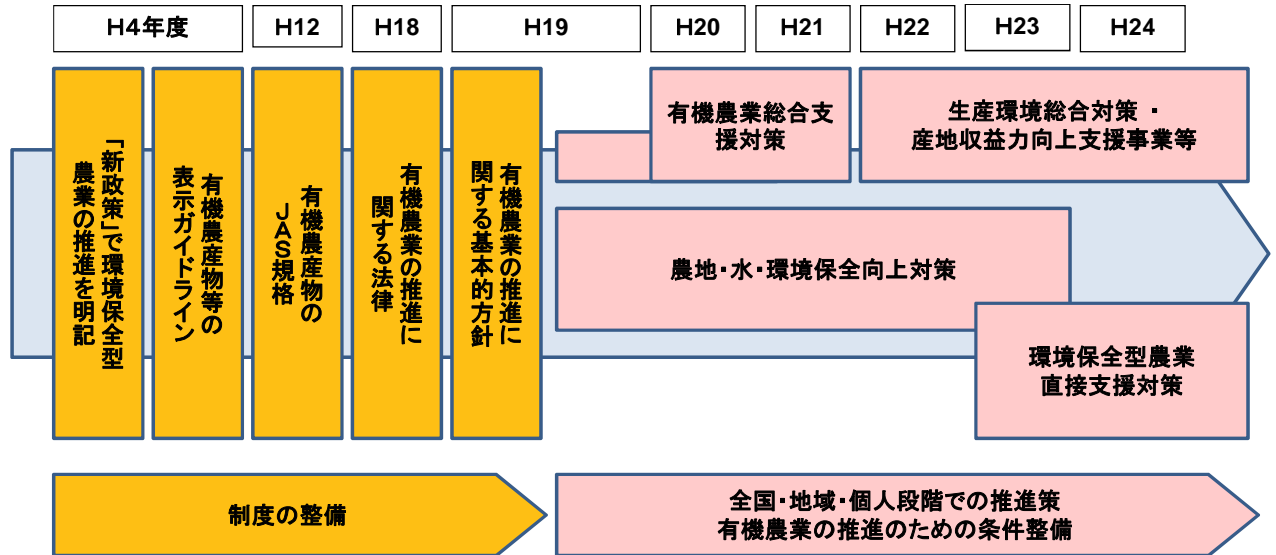
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国内総生産	29,252	30,037	30,236	29,088	24,389
(前年比)		102.7%	100.7%	96.2%	83.8%
有機JAS格付数量	49.6	53.4	56.1	57.3	56.6
(前年比)		110.0%	105.1%	102.1%	98.7%
(割合)	0.17%	0.18%	0.19%	0.20%	0.23%

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
有機農家数(推定)	8,764	10,045	10,981	11,323	11,859
(前年比)		114.6%	109.3%	103.1%	104.7%
(内有機JAS認定農家)	2,258	3,319	3,830	3,815	3,994

3

■ 農林水産省における有機農業に関わる制度・施策の推移

- 農林水産省においては、平成4年の「新政策」において環境保全型農業の推進を明記して以降、有機農業に関わる各種制度の整備を推進している。
- 平成4年に始まった表示ガイドラインによる表示ルールには強制力がなく、「有機低農薬栽培」等の表示の混乱があり、消費者の商品選択に支障。これらを踏まえ、平成11年に改正したJAS法において、有機食品について第三者認証制度を導入し、平成12年に有機農産物のJAS規格を制定。平成13年からはJASマークなしに「有機」等の表示ができない表示規制を開始した。
- 平成18年に超党派により有機農業推進法が制定された。
- 推進法の制定以降は、基本方針に基づく条件整備を推進している。



■ 「有機農業の推進に関する法律」及び「有機農業の推進に関する基本的な方針」

- 平成18年に成立した有機農業推進法に基づき、国においては、平成19年に基本方針を公表し、以降、都道府県においては推進計画を策定することとなった。
- 基本方針は、国と地方公共団体が、農業者等が有機農業に積極的に取り組めるようになるための条件整備を進めることに重点をおいて策定した。
- 現在、基本方針に基づき、施策を計画的に実施している。

- 有機農業を推進するため、超党派の議員立法により「**有機農業の推進に関する法律**」が平成18年12月に成立。
- 同法に基づき、農林水産省では「**有機農業の推進に関する基本的な方針**」（**基本方針**）を平成19年4月に制定。
- 基本方針の策定以降、都道府県に対し推進計画策定の働きかけを行うとともに、基本方針に定める施策の具体化を図るため、全国における推進体制の整備を推進。

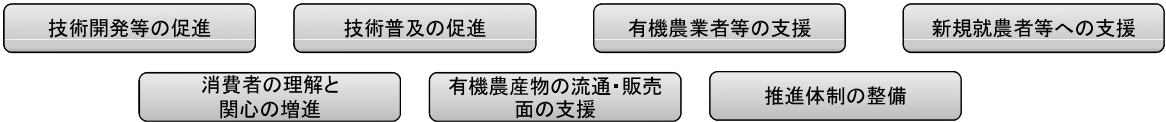
**○有機農業の定義（第2条）**  
 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業



**有機農業の推進に関する基本的な方針**

農業者等が有機農業に積極的に取り組めるようになるための条件整備を進めることに重点をおいて策定。

**有機農業の推進に関する施策**



## ■技術開発等の促進

- 有機農業の技術開発に関する研究の推進については、21年度から委託プロジェクト研究を開始した。
- 有機農業の科学的解明と地域の特性に応じた有機農業生産技術の構築について約50課題の研究を実施中である。
- これまでに病害虫等の抑制技術や有機物による養分供給技術など、有機農業の実践に資する技術を開発した。
- 22年度から「有機農業標準栽培技術指導書作成事業」を開始し、技術指導者向け栽培マニュアルの作成を行っている。
- 栽培技術指導書はホームページでの無償ダウンロードを実施しており、月平均6万ものアクセスがあるほか、普及指導員向けの研修教材として実費配布への要望があるなど関心が高くなっている。

### ○有機農業に関する研究の推進

#### 先進有機農業事例の科学的解明

- **水稲**の有機栽培技術(抑草, 病害虫抑制, 養分供給, 栽培管理)
- 有機栽培**野菜**圃場での病害虫発生抑制機構微生物特性
- 有機栽培実践**果樹**園での病害虫発生抑制機構
- 有機農産物の**特性**解明(網羅的代謝成分解析)

など 16課題

#### 地域特性に適応した有機農業生産技術の構築

- **東北**地域などの寒冷地水田(雑草防除, 病害回避)
- **関東**地域のジャガイモ栽培(拮抗微生物による病害抑制)
- **東海・近畿**地域のナス施設果菜(病害抑制・養分管理)
- **近畿・中四国**地域の露地野菜栽培(バイオフューミゲーション)
- **九州**地域の水田二毛作体系(雑草防除, 未利用有機資源)

など 37課題

### ○有機農業に関する技術の体系化

#### 有機農業標準栽培技術指導書作成事業

各都道府県の普及指導員等が有機農業栽培技術の指導の基礎となる標準栽培技術指導書を作成。(新規就農、転換参入者向け)

平成22年度 葉菜類等  
 平成23年度 水稲・大豆  
 平成24年度 果樹・茶  
 平成25年度 果菜類 等  
 平成26年度

増加

#### ○標準栽培技術指導書に対する評価等

「標準栽培指導書」を事業実施主体のHPで公表  
 →掲載後1ヶ月間で9万超のアクセス

各都道府県に配布を行ったが、有償での追加配布依頼があるなど、関心が高い。  
 →無償ダウンロード可能(財)土壌協会HP参照)

6

## ■技術普及の促進

- 協同農業普及事業の運営に関する指針等において、有機農業等の取組に対する支援を行うことを新たに位置づけているところ。
- 国においては、普及指導員に対して有機農業に関する基礎知識を身につけるための研修を実施している。
- 都道府県における普及指導体制の整備については約半数程度で実施されているところ。

### 1 普及指導事業における取組

#### ○協同農業普及事業の運営に関する指針 平成22年4月9日告示

(一部抜粋)

##### 第2 普及事業活動の基本的課題

- 五 持続可能な農業生産に向けた取組及び農業分野における地球環境対策に対する支援  
 環境負荷の低減に加え、地球温暖化防止、生物多様性保全等の効果が高い農業生産に向けて、総合的病害虫・雑草管理、**有機農業等の取組に対する支援を行う。**  
 また、地球温暖化に適應する農業生産に向けた取組に対する支援を行う。

(一部抜粋)

##### 別紙1 協同農業普及事業において重点的に推進する取組 基本的な課題

- 持続可能な農業生産に向けた取組及び農業分野における地球環境対策に対する支援
- 重点的に推進する取組
- 地域の実態に応じた有機農業の技術体系の確立及び意欲的な農業者による導入に対する支援(普及指導センター等における普及指導体制の整備)

#### ○研修の実施

平成19年度から国において普及指導員に対し有機農業に関する研修を実施。  
 (12研修、258名受講(H19-23年度))

### 2 普及指導体制の整備

有機農業を担当する普及指導員の配置	有機農業に関する相談窓口の設置
23年度(6月末現在) 22 県	23年度(6月末現在) 25 県

資料: 農業環境対策課調べ

7

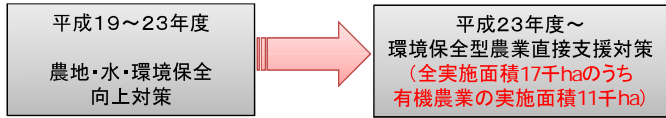
■有機農業の取組に対する支援

- 有機農業による地域農業の振興を図ることとし、地区段階での推進事業及び整備事業を実施しているところ。
- エコファーマーの認定件数については、基本方針策定後も順調に増加している。
- 有機農業の取組に対する支援については、平成23年度から環境保全型農業直接支援対策が実施され、全実施面積17千haのうち、6割強の11千haにおいて、有機農業の取組が行われている。
- 都道府県における有機農業の取組に対する支援は、栽培や経営に関しての指導・助言について、8割以上の都道府県で取り組まれており、主に、シンポジウム、有機農業者との意見交換を行っている。

○有機農業地区推進事業の実施状況

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
整備地区数	45地区	59地区	45地区	47地区	50地区

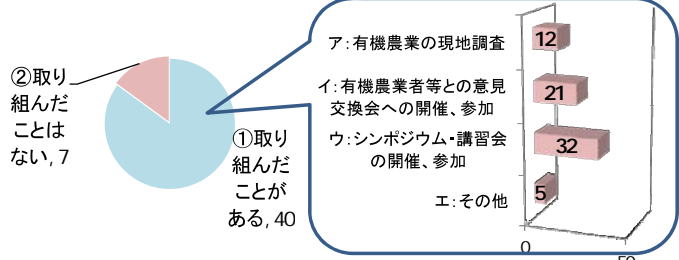
○環境保全型農業直接支援対策の実施状況



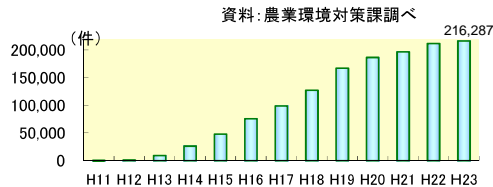
○都道府県における指導・助言の取組状況

○有機農業技術研修施設の整備状況(補助事業等)

年度	整備都道府県
H20	栃木県、鹿児島県
H21	茨城県、岐阜県、徳島県、熊本県
H22	奈良県



○エコファーマー認定件数の推移



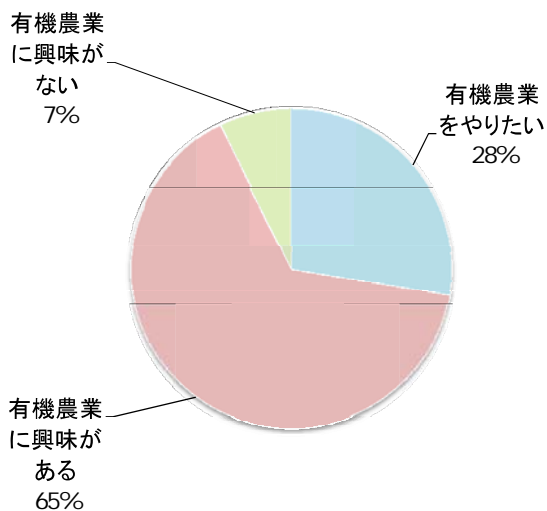
実施項目	都道府県数	年間平均
有機農業の現地調査	12	6.3箇所
有機農業者等との意見交換会への参加、開催	21	2.1回
シンポジウム・講習会の開催、参加	32	1.4回

8

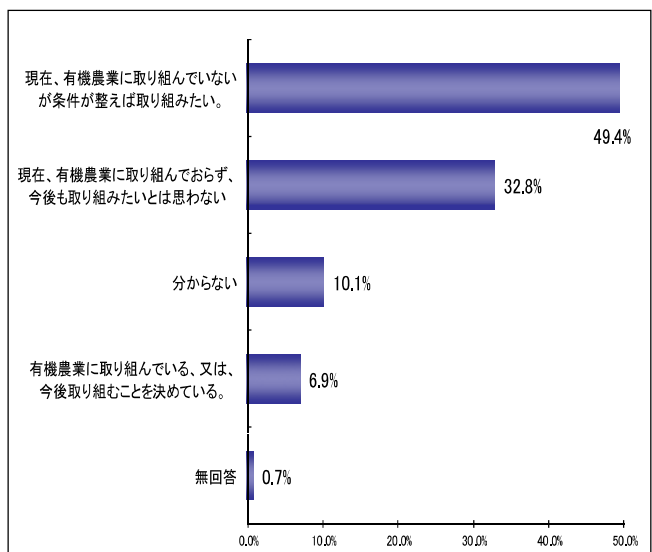
■新たに有機農業を行おうとする者への支援 ①

- 22年度に実施された新農業人フェアにおいて、「有機農業による就農を希望する」の割合が3割、「有機農業に興味がある」の割合は6割超と新規就農希望者の有機農業への志向・関心は高い。
- 慣行農業に取り組む農業者に関しては、条件が整えば有機農業に取り組みたいと考えている者が5割となっている。

○新・農業人フェアにおける就農希望者の意識



○有機農業への取組に関する農業者の意識



資料) 全国農業会議所調べ

資料) 農林水産省情報課「農林水産情報交流ネットワーク事業「H19有機農業をはじめとする環境保全型農業に関する意識・意向調査結果」

9



## ■新たに有機農業を行おうとする者の支援 ②

- 基本方針において、新規就農者等への支援として、就農相談、研修教育等を推進することとしている。
- 有機農業による就農相談については、200人を超える相談があった。
- 民間による先進的農業者による有機農業の研修受入状況については、概ね拡大基調にある。
- 有機農業向け就農支援資金については、増加傾向にある。

### ○就農相談の状況(補助事業による「新・農業人フェア」における相談件数) ○ 就農支援資金のうち有機農業向けの割合

年度	平成 20年度	21年度	22年度
件数	87件	288件	252件

資料) 農業環境対策課調べ

- 就農支援資金の有機農業向けは年々増加  
【就農支援資金のうち有機農業向けの割合(金額ベース)】  
H19:0.2% → H22:2.3%
- 有機農業向け就農施設等資金の1件当たりの金額も増加  
H19:2,017千円/件 → H22:4,938千円/件

### ○民間による有機農業の研修受入状況 (単位:件)

研修受入地域	H20	H21	H22
北海道	4	5	5
東北	3	4	5
関東	30	38	38
北陸	4	4	5
東海	14	15	16
近畿	12	11	13
中国四国	12	15	17
九州・沖縄	14	17	19
合計	93	109	118

資料) 農業環境対策課調べ

### ○有機農業向け就農支援資金の貸付実績の推移

(単位:件、千円)

	H19	H20	H21	H22
就農研修資金	(0) 0	(4) 5,650	(7) 10,200	(6) 6,450
就農準備資金	(0) 0	(1) 1,900	(2) 3,000	(3) 5,480
就農施設等資金	(3) 6,050	(4) 22,910	(6) 18,044	(12) 59,260
合計	(3) 6,050	(9) 30,460	(15) 31,244	(21) 70,190

注:上段( )書きは、件数。  
資料:農林水産省就農・女性課調べ

10

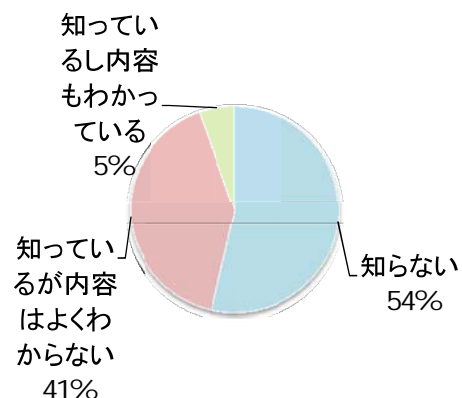
## ■消費者の理解と関心の増進 ①

- 基本方針において、有機農業が農薬等を使用しない、環境にやさしい農業であることを知る消費者の割合を、概ね5年で50%以上とすることを目標とするとともに、JAS法に基づく有機農産物等についての適正な表示を推進することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが重要としているところ。
- 消費者の有機農業への理解としては、約8割が「知っている」と回答している。
- しかしながら、有機JASマークに関しては、正しく理解している割合は5%となっている。

### ○あなたは「有機農業」に化学肥料、合成農薬を使用しないことにより、環境への負荷を減らす役割があることを知っていましたか

	20代	30代	40代	50代	60代	合計
よく知っていた	23.6	24.4	33.8	41.0	54.8	31.5
少し知っていた	44.6	51.4	50.6	52.2	38.3	48.9
知らなかった	31.8	24.2	15.6	6.8	7.0	19.6

### ○有機JASマークの認知度



資料:「有機農業に関する消費者の意識調査報告」(特定非営利活動法人日本有機農業研究会(平成21年3月))

11

■消費者の理解と関心の増進 ②

- 基本方針において、国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進を図るため、食育や地産地消等の活動と連携して、有機農業に対する理解を深める取組の推進に努めるとしているところ。
- 国においては、平成20年度より、全国段階・地域段階のそれぞれにおいて、セミナーやブロック会議、交流会等の取組を行っている。
- 消費者とより近い関係にある市町村においては、食育や地産地消といった、消費者にとって身近な取組が実施されているものの、その実施率は全市町村の3割程度の463市町村となっている。

○国における相互理解の取組状況

＜全国段階＞

**有機農業総合支援対策(H20～21)**

- ・消費者等の理解と関心を増進するためのセミナーやメディアを利用した広報キャンペーンを実施

**生産環境総合対策事業(H22～)**  
(有機農業総合支援事業分)

- ・消費者等の理解と関心を増進するためのブロック会議を開催

＜地域段階＞

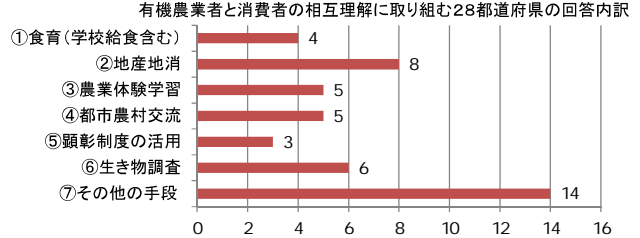
**有機農業総合支援対策(H20～21)**

- ・地域農業の振興の核となるモデルタウンを育成するための消費者との交流会等の開催

**産地活性化総合対策事業(H22～)**  
【有機農業地区推進事業】

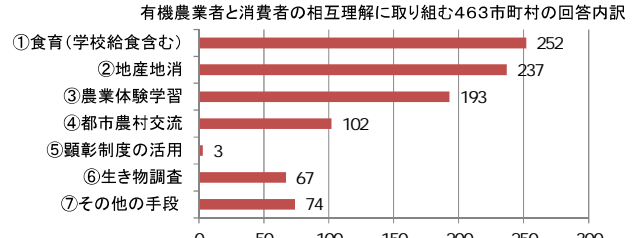
- ・産地収益力向上プログラムに基づき産地の販売企画力を強化するための食育や学校給食への有機農産物の導入促進の取組

○都道府県における相互理解の取組状況



資料)農業環境対策課調べ

○市町村における相互理解の取組状況

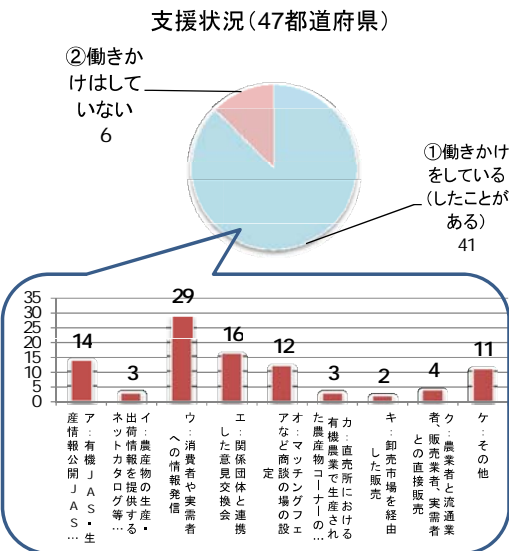


資料)農業環境対策課調べ

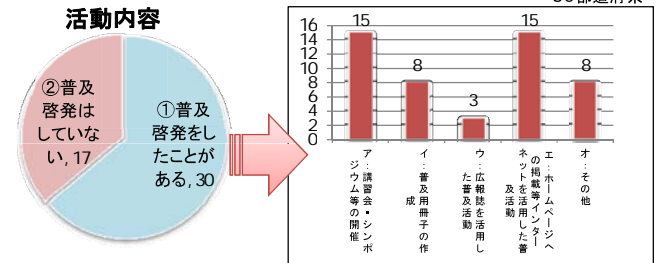
■有機農産物の流通・販売面の支援

- 基本方針において、国及び地方公共団体は、有機農業により生産される農産物の販売や、消費者・実需者のニーズを反映した生産を実現するため、有機農業者に対して有機JAS法の活用等を積極的に働きかけるとともに、有機農業者等と、実需者等との橋渡しに努めることとされている。
- 有機農業の流通・販売に関する支援状況と支援内容については、8割以上の都道府県が働きかけを行っており、主に、消費者や実需者への情報発信、関係団体と連携した意見交換会を行っている。
- 有機JASの普及活動については、都道府県の6割以上において、普及啓発を行っているが、市町村では1割に達していない状況となっている。

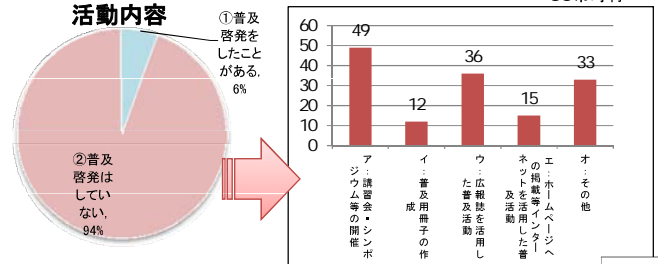
○有機農業の流通・販売への支援状況



○都道府県における有機JAS普及活動状況



○市町村における有機JAS普及活動状況



資料)農業環境対策課調べ

## ■有機農業の推進体制の整備

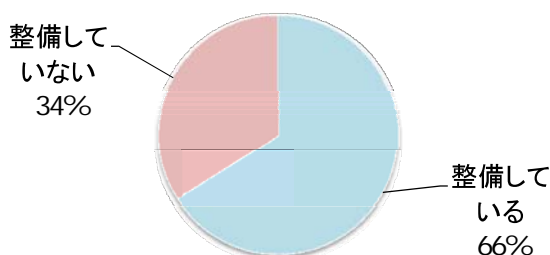
- 基本方針において、平成23年度までに、推進計画を策定・実施している都道府県の割合を100%とし、併せて、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等を始め、流通業者、販売業者、消費者等で構成する有機農業の推進を目的とする体制が整備されている割合を、都道府県にあっては100%、市町村にあっては50%以上を目指すとしているところ。
- 推進計画においては、23年度末で全都道府県にて策定済みとなっている。
- 推進体制の整備状況においては、都道府県で約6割、市町村で2割弱となっている。
- 体制が整備されていない理由として、「有機農業者が少ない」「機運、理解が高まっていない」「要望がない」等の理由が多くなっている。

### ○都道府県における有機農業推進計画の策定状況

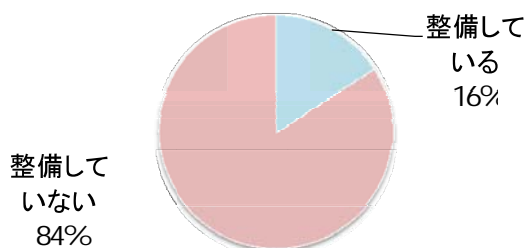
年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	目標
都道府県数	9	29	37	40	47	全県

資料) 農業環境対策課調べ

### ○都道府県における有機農業推進体制の体制整備状況(平成23年度)



### ○市町村における有機農業推進体制の整備状況(平成23年度)



14

## ■産地収益力向上支援事業(有機農業地区推進事業)の成果

### 産地収益力向上支援事業(有機農業地区推進事業)を実施した地区において

- 有機農業への参入に関する相談件数、研修参加人数は件数を重ねており、結果として、有機農業者数、有機栽培面積、有機農産物生産量も増加している。
- 一方、有機農業への新規就農者の増加数に比して、全協議会の有機農業者数の増加数が同水準となっていないことから、有機農業への参入後において、有機農業からの撤退が一定程度あるものと推察される。
- 本事業は、平成27年度において事業開始時の産出額の5%以上の増加を求めているところであり、ほぼ達成可能と見込まれる。

### ○産地収益力向上支援事業を実施した地区の事業効果

事業効果の検証指標	平成21年 (事業開始前) ①	平成22年 ②	平成23年 ③	2年間の伸び率 (③/①×100)
有機農業参入に関する相談件数	786件	1,022件	978件	124.4%
有機農業に関する研修参加人数	2,221人	2,121人	2,047人	92.2%
有機農業者数	2,024人	2,290人	2,296人	113.4%
有機農業による栽培面積	2,462ha	2,862ha	3,012ha	122.3%
有機農業による農産物生産量	20,750t	24,819t	25,550t	123.1%
新規で有機農業を始めた農業者数	173人	259人	205人	118.5%
慣行農業から有機農業に転換した農業者数	92人	154人	84人	91.3%
新規就農で有機農業を始めた農業者数	81人	104人	120人	148.1%
有機農業による産出額	57.9億円	58.8億円	60.4億円	104.4%

資料) 農業環境対策課

15



■産地収益力向上支援事業(有機農業地区推進事業)の課題と今後の対応方向

産地収益力向上支援事業(有機農業地区推進事業)を実施した地区において

- 産地が抱える課題として、更なる販路の開拓、栽培技術の高位平準化、効果的な有機農業研修の実施、地域における有機農業への理解が課題となっている。
- 今後の対応方向として、これら課題の解決に向けた取組に対して、産地販売力強化、安定供給力強化、有機農業者育成力強化といった支援を行ってはどうか。

〔産地が抱える課題〕

販路確保

- 直売所以外の販路がなかなか見つからない

生産技術

- 栽培技術が確立せず、実践に移行できない
- 栽培技術の習熟不足により、生産量が大きく減少
- 除草対策の問題と近年収量が低下している

農業者育成

- 有機JAS認証取得のための講習受講者は増えたが、取得にいたらない
- 有機農業研修受講者数が大きく減少

地域における理解

- 水利権や買取価格の問題から新規参入への理解が進まず、取組への共感者の増加につながらない
- 慣行栽培農業者へ技術指導等の説明会を開催したが、有機農業への参入者は1名のみ

〔対応方向〕

○有機農業に取り組む産地の供給力拡大のため、地域における有機農業の更なる拡大のための課題の解決に向けた取組に対して支援してはどうか

- 有機農業供給力拡大プログラムの策定
- 有機農業により生産された農産物の取引価格の向上や出荷量の拡大を図るため、産地販売力強化(実需者等の啓発活動、有機農産物の成分分析 など)
- 有機農業により生産される農産物の生産量の拡大や生産の安定化を図るため、安定供給力強化(技術実証ほの設置、有機農業栽培技術講習会の開催 など)
- 有機農業における人材の育成を図るため、有機農業者育成力強化(参入希望者への現地説明会、有機JAS取得のための講習会の開催 など)



# 有機農業の技術確立と 経営安定支援

鹿児島県始良・伊佐地域振興局  
農政普及課 森 和之

鹿児島県の有機農業

## 鹿児島県の有機農業

# 1 実情

- (1) 農家の高齢化
- (2) 栽培上の課題は多い
- (3) 栽培や経営の優良事例の整理が少ない
- (4) 生産者間の交流が少ない
- (5) 有機農産物の需要が高まっている
- (6) 有機農業への就農希望者が多く、  
新規就農者は増加している

# 2 生産者組織

## (1) 有機農業の生産者組織

- ・ 県全域

- かごしま有機生産組合

- MOA自然農法文化事業団

- 有機農家組織 2組織

- ・ 地域別

- 地域や離島で組織 10組織

- ・ 大規模法人

- 数ha規模(契約栽培主体)

### 3 推進体制

#### (1) かがしま有機農業推進協議会

- 生産者・消費者団体

かがしま有機生産組合

運営

鹿児島有機農業  
技術支援センター

MOA自然農法文化事業団

生協コープかごしま

始良有機部会

- ・かがしま有機農業推進協議会事務局
- ・新規参入者の研修受入
- ・有機育苗施設

- 行政 鹿児島市 南さつま市 始良市

- 認証団体 NPO法人鹿児島県有機農業協会

有機農業の参入促進，技術確立，消費者への啓蒙，販売促進

### 4 面積・戸数

(1) 有機農家の状況(h a, 戸, (%)) ( ) は県の農業全体に対する割合

平成7年度		平成15年度		平成17年度		平成21年度		平成23年度	
農家戸数	作付面積	農家戸数	作付面積	農家戸数	作付面積	農家戸数	作付面積	農家戸数	作付面積
146	76	146	205	131	200	296	480	304	568
(0.2)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.3)	(0.4)	(0.7)	(0.8)

(2) 品目別農家戸数と有機栽培面積 ( ) は県全体に対する始良地域の割合

区分	水稲	野菜	果樹	茶	計	始良地域
農家戸数	42	184	22	56	304	105 (35%)
有機栽培面積	88	232	27	221	568	211 (37%)
有機JAS面積	52	151	11	190	404	159 (39%)

# 始良地域の有機農業

## 1 認定農業者

(1) 有機農家の状況(平成23年度 ha, 戸, %)

区分	有機農業		認定農業者(戸)			
	面積(ha)	農家戸数(戸)	有機農業	農業全体	%	
県全体	568	304	109	8,808	1%	
始良	霧島市	103	31	18	318	6%
	始良市	41	38	18	71	25%
	湧水町	67	36	9	82	11%
	計	211	105	45	471	10%
% (県全体対比)		37%	35%	41%	5%	

- 認定農業者の有機農家割合  
県全体81人に1人、始良地域9.5人に1人
- 有機農業の中で始良地域は認定農業者、面積等が県全体の1/3以上である

## 2 始良地域の概要

北は霧島山系，南は錦江湾に接し，  
鹿児島市のベッドタウンで人口が増加

### (1) H20 JAあいら野菜共販実績

1位	域内野菜	6位	さといも
2位	有機野菜	7位	新ごぼう
3位	にがうり	8位	しょうが
4位	だいこん	9位	きゅうり
5位	根深ねぎ	10位	トマト



### (2) 地域の最重点品目(園芸振興協議会始良支部 市町・JA・県) にがうり，根深ねぎ，新ごぼう，有機野菜(H23～)

### (3) 有機農業部門の指導農業士 3名

### (4) 有機農業技術支援センター(H21開設 所在地：始良市) 新規就農・参入者の研修受入

## 3 始良市の概要

### (1) 平成22年3月に始良，加治木，蒲生町が合併

### (2) 旧始良町は「始良町有機農業推進計画」を作成(H21)

### (3) 有機農業の生産者組織 2組織(始良町，蒲生町) 市，JAから助成金。両組織ともJA共販 有機農家38戸のうち31戸が共販

### (4) 市の認定農業者の25%が有機農家(18戸/71戸) 認定農業者組織の会長，副会長も有機農家

### (5) 農業経営基盤強化の基本構想の営農類型(15営農類型) 有機水稻＋有機野菜，有機野菜専作

### (6) 環境保全型農業直接支払交付金の受給者は20戸 エコファーマーでの申請は19戸

### 3 始良市の概要

#### (7) 始良市新規就農者奨励金(H23～)

新規就農者の区分	奨励金の種類	奨励金の額
新規参入農業者	就農奨励金	1人(夫婦1組)につき20万円
	営農奨励金	1人につき月額5万円 (夫婦1組につき10万円(夫婦での就農の場合)) ア:普通栽培農家 24ヶ月分(2年間)以内 イ:有機栽培農家 36ヶ月分(3年間)以内
新規後継農業者	後継奨励金	1人(夫婦1組)につき30万円

- 50歳以下であること。夫婦の場合、いずれかが50歳以下であること
- 始良市の認定農業者になること(家族との共同申請を含む)
- 夫婦又は家族で農業を営んでいる場合は、家族経営協定を結ぶこと
- エコファーマー認証に努めること
- 経営状況の報告をすること
- 有機JAS認証を取得すること ※対象はH21.3以降の就農者

#### (8) 市民農園の開設(有機農業での栽培を奨励している)

#### (9) 市街地を除き「人・農地プラン」作成済み(22地区)

## 鹿児島県の支援体制

# 1 鹿児島県有機農業推進計画

- (1) 策定 平成20年8月
- (2) 基本的な考え方
  - ・環境と調和した農業の一翼を担うものとして位置づけ推進
  - ・地産地消やスローフードの展開，地域の活性化にも結び付くものとしてとらえ推進
- (3) 具体的な施策の展開
  - ・有機農業等に関する情報発信，**有機農産物等に触れる機会**の場の設定等
  - ・**実証展示ほ等を活用した技術習得**や有機JAS認定取得への支援
  - ・技術の課題整理と技術開発への反映，**有機農業に関する試験研究**の充実
- (4) 目 標
  - ・有機農業等に対する県民の理解度が5割以上になること
  - ・有機農業への取組を開始してから経営安定に至るまでのモデル体系を作成すること
  - ・農業開発総合センターでの有機農業に関する技術開発とその成果を普及推進すること

# 2 有機農業推進事業(平成23年～)

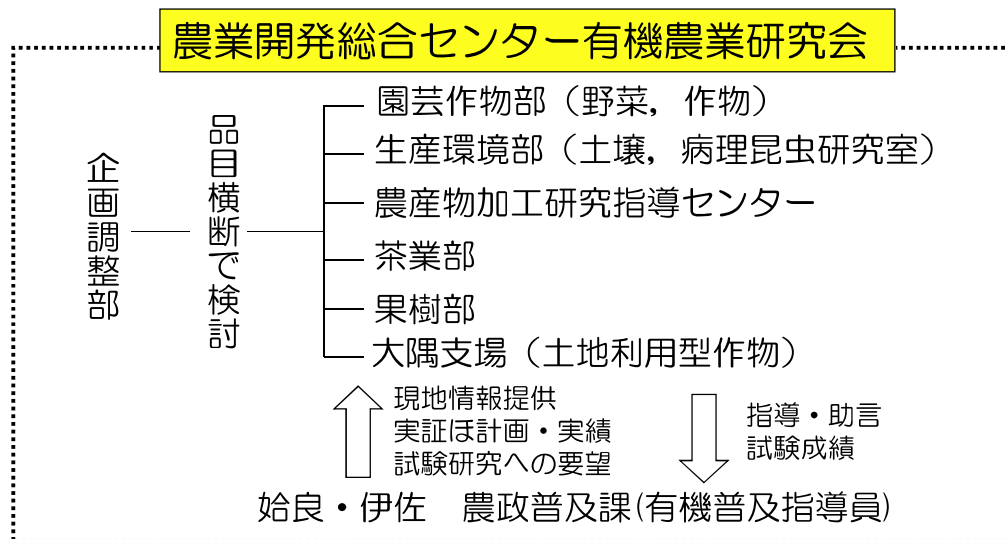
- (1) 消費者への理解と関心の増進を推進
  - ・広報活動の展開，有機農業PRアンテナほ場の設置
  - ・有機農業セミナー，現地研修会の実施
- (2) 有機農産物等の流通・販売の促進
  - ・流通業者等との意見交換会，有機農産物等の流通状況PR
- (3) 有機農業の**技術体系の確立**
  - ・有機農業技術展示・実証の取組
- (4) 有機JAS認定取得に向けた支援
  - ・新規認定・規模拡大に係る**認定手数料の一部助成**

※ 下線部斜体の内容はNPO法人鹿児島県有機農業協会に委託



### 3 試験研究

(1) 本県の気象条件に対応した有機農業技術体系の確立(H21～)



有機農業普及員の活動支援や有機農業の試験研究について品目横断的な検討する場として活動している

### 4 普及活動

(1) 有機農業専門の県広域普及指導員の設置

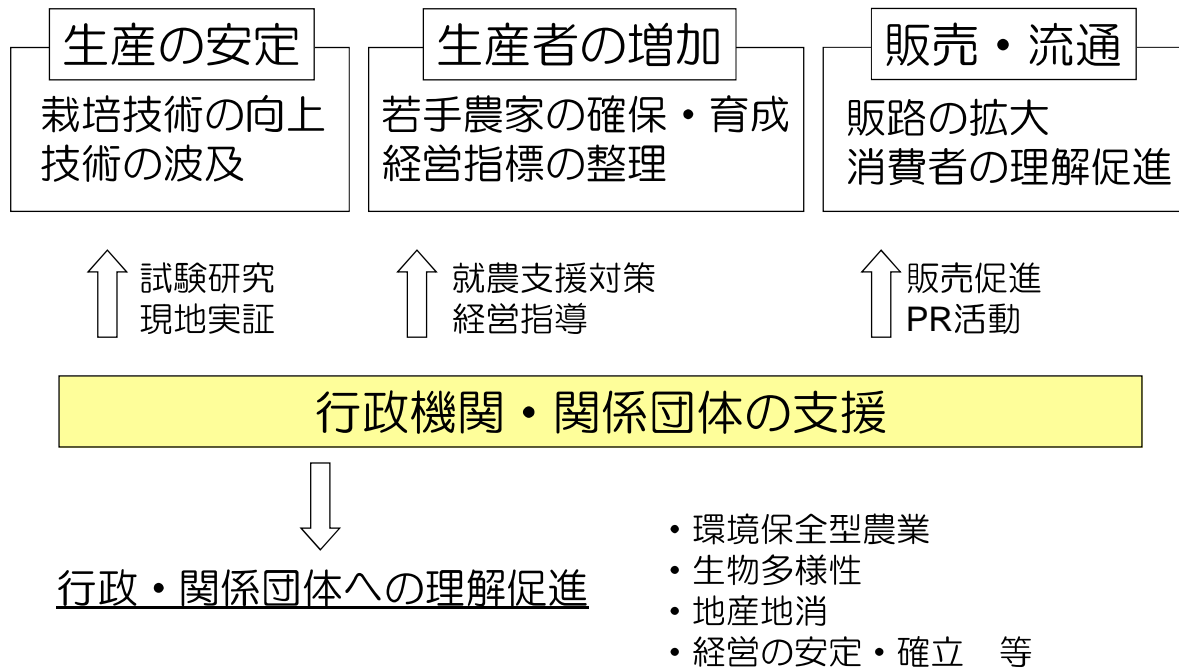
- H18.12 有機農業推進法の制定
- H19. 4 鹿児島県に有機農業専門の普及指導員配置 (広域担当)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	農業開発総合センター		始良・伊佐地域振興局			
1 実態把握	←→					
2 技術向上対策	←→					
3 経営体育成	←→					

太字：重点活動

始良地域を重点地域として活動中

# 有機農業の発展には



## 有機農業の普及活動の紹介

- 1 栽培技術の向上
- 2 若手農家の確保・育成
- 3 有機農業の経営確立

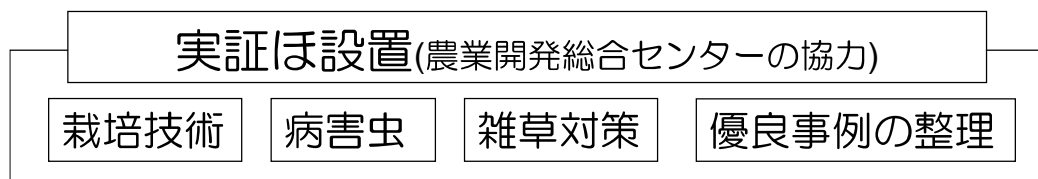
# 1 栽培技術の向上

## （1）栽培の現状

- 農家間のレベル差が大きい
- 少量多品目栽培が多く、作物毎の技術習得が難しい
- 害虫の被害も大きいですが、天敵による被害抑制もある
- 土壌病害の被害も多い
- 有機農業で使用できる農薬への対応は農家で違う
- 雑草対策が規模拡大の阻害要因のひとつ

# 1 栽培技術の向上

## （2）技術向上への取り組み



	品目数	課題数	設置数	実証 農家数
H19	5	8	10	10
H20	10	18	19	8
H21	11	17	19	10
H22	11	20	21	9
H23	9	13	20	8
H24	8	14	20	10

データ収集, 調査に取り組んでいる

## 2 若手農家の確保・育成

### (1) 鹿児島有機農業技術支援センターへの支援

#### 研修生・訓練生への研修

##### 座学

- ・有機農業概論
- ・生産管理 (栽培管理, 雑草
- ・土づくり・環境(土壌肥料, 病虫害
- ・農業制度 (農地施策, 経営
- ・安全衛生管理
- ・土壌診断(100件/年)



普及指導員

##### 実地訓練

- ・ほ場管理
- ・栽培管理
- ・病虫害防除管理
- ・収穫・調整管理

##### 体験

- ・先進農家
- ・直営農場

研修生・訓練生の進路(H21~23)

長期研修生 就農8名／研修8名(就農率100%)

短期訓練生 就農15名, 農業関係就職20名, 就職9名/訓練50名(就職率88%)

## 2 若手農家の確保・育成

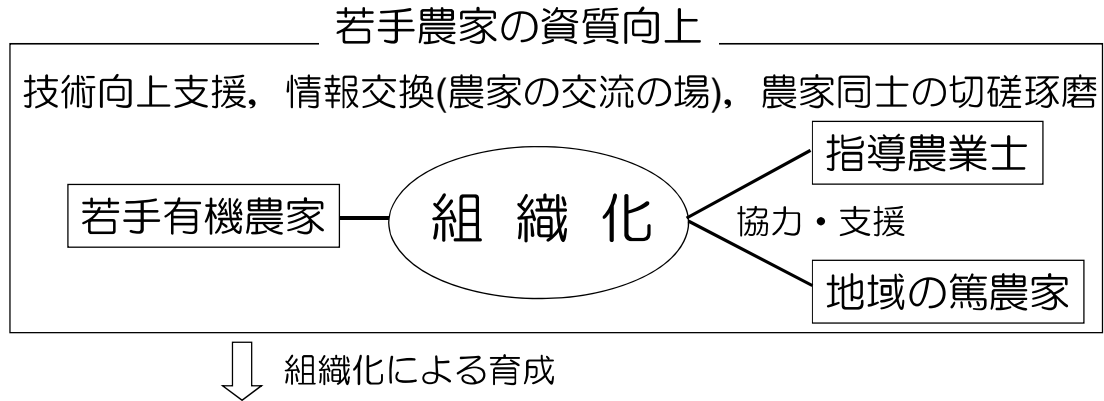
### (2) 始良市就農奨励金受給農家への支援



- ・個別や組織での技術支援
- ・市農林水産部主催の巡回指導
- ・経営実績検討

## 2 若手農家の確保・育成

### （3）資質向上対策（組織化への誘導）



### 「霧島有機社中」

H22設立  
霧島山麓で有機農業に取り組む仲間達

会員27名 有機面積82ha(経営面積115ha)

## 2 若手農家の確保・育成

### （4）霧島有機社中の活動

①指導農業士等による助言・指導

②現地検討会の開催

③実証ほの設置・検討

④情報交換・交流

⑤プロジェクト活動



## 2 若手農家の確保・育成

### (4) 霧島有機社中の活動

①指導農業士等による助言・指導

②現地検討会の開催

③実証ほの設置・検討

④情報交換・交流

⑤プロジェクト活動



## 2 若手農家の確保・育成

### (4) 霧島有機社中の活動

①指導農業士等による助言・指導

②現地検討会の開催

③実証ほの設置・検討

④情報交換・交流

⑤プロジェクト活動



青年農業士に認定



## 2 若手農家の確保・育成

### (5) 有機茶の青年組織の設立(H24)

有機茶の栽培状況(平成23年度 戸, ha, (%))

	県全体	始良
農家戸数	56	21 (38%)
有機面積	220	89 (40%)



Oty鹿児島club

～おいしい有機茶を追求する会～

会員17名 有機茶面積68ha(経営面積144ha)

## 3 有機農業の経営確立

### (1) 経営把握の取り組み



経営改善計画作成指導

新規就農者の増加



認定就農計画 作成支援  
経営改善計画



経営把握の重要性の認識



簿記記帳農家への誘導

### 3 有機農業の経営確立

#### (2) 経営把握の取り組み(パソコン簿記マニュアル)



- 簿記記帳が容易となり、指導時間が短縮
- ベテラン農家もパソコン簿記記帳に取り組み始めた

### 3 有機農業の経営確立

#### (3) 有機農業の経営面での理解促進

市町村の担当者や普及指導員からみた有機農業

単収は？

単価は？

売上は？

経営的になりつつのか？



疑問に答えるだけのデータが少ない



有機農業の経営指標を示すことが重要



### 3 有機農業の経営確立

#### (4) 有機農業の営農収支試算の増加

- 有機農業への研修相談
- 就農相談
- 有機農業への転換
- 認定就農計画作成
- 経営改善計画作成
- 資金借受



経営算出の目安が必要

### 3 有機農業の経営確立

#### (5) 経営算出の基となるデータの整理

##### ア 単価(円/kg)

	品目別経営算出基礎 kg単価(消費税込み)							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
そらまめ	630	630	630	525	420	420	420	
きゅうり	262	262	262	262	228	196	196	196
トマト	472	472	472	472	367	367	367	367
スイートコーン	349	349	349	349	349	349	349	349
ばれいしょ	147	147	189	189	157	147	147	147
キャベツ	131	131	143	170	196	196	196	196
ほうれんそう	420	420	420	420	420	420	525	525

生産者組織の協力で52品目の月別単価を整理

### 3 有機農業の経営確立

(5) 経営算出の基となるデータの整理

#### イ 単収 実証ほ成績

オクラ 10a収量(kg/10a)

	7月	8月	9月	合計
実証区(セル苗)	938	1,044	655	2,637
対照区(直まき)	563	955	637	2,156
実証/対象	167%	109%	103%	122%

夏秋なす 10a収量(kg/10a)

	6月	7月	8月	9月	10月	合計
実証区(白黒マルチ)	298	1,620	2,061	1,747	1,747	5,726
対照区(黒マルチ)	282	1,445	2,152	1,598	1,598	5,477
実証/対象	106%	112%	96%	109%	109%	105%

### 3 有機農業の経営確立

(5) 経営算出の基となるデータの整理

#### ウ 10a当たり販売実績(新規参入者の優良事例)

夏秋ピーマン(円/10a)

6月	7月	8月	9月	10月	計
221,650	780,067	444,333	155,033	29,633	1,630,717

ほうれんそう 12月は種トンネル(円/10a)

2月	3月	計
284,507	46,543	331,050

スナップえんどう(円/10a)

3月	4月	5月	計
256,740	735,480	21,420	1,013,640

### 3 有機農業の経営確立

#### (5) 経営算出の基となるデータの整理

#### 工 単収・単価の整理(篤農家事例の50~90%)

	実証ほ 10a単収	出荷実績 10a売上	設定		
			単収	単価	販売額
オクラ	2,156		1,050	605	635,250
夏秋なす	5,477		4,200	171	718,200
夏秋ピーマン		1,630,000	3,000	317	951,000
ほうれんそう (12月トンネル)		331,000	750	400	300,000
スナップえんどう		1,013,000	700	1,080	756,000

データの少ない品目は農家や生産者組織等に聞き取って整理

### 3 有機農業の経営確立

#### (6) 品目別経営算出基礎の作成(45品目200作型)

- 1 労働時間(県収益性参照)
- 2 単収・単価
- 3 経費(栽培品目の直接経費)
  - (1)種苗
  - (2)肥料
  - (3)諸材料
  - (4)農薬
  - (5)動力光熱水費
  - (6)賃借料
  - (7)支払い手数料
  - (8)荷造り運賃

栽培資料や県収益性等を参照

### 3 有機農業の経営確立

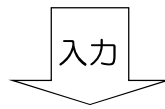
(7) 有機農業の営農設計シミュレーションの作成

品目別経営算出基礎(単収,単価,労働時間等)の活用



営農設計シミュレーションの作成

- 前提条件(経営面積, 労働力, 機械・器具)
- 栽培する品目, 栽培面積



有機農業の所得計算

### 3 有機農業の経営確立

(8) 有機農業の営農設計シミュレーション

3 品目選定

品目コード	8	43	40	32	
<b>豆類 果菜類</b>	品目名	いんげん 露地	オクラ	なす	ピーマン
	面積(a)	5	5	5	5
	収量/10a	800	1,000	4,200	3,0
	単価(円/kg)	693	595	171	3
品目コード					
<b>根菜類</b>	品目名				
	面積(a)				
	収量/10a				
	単価(円/kg)				
品目コード	137	138	192		
<b>葉菜類</b>	品目名	なばな	なばな	たまねぎ	
	面積(a)	5	5	10	
	収量/10a	400	450	2,500	
	単価(円/kg)	500	475	118	
品目コード	157	154	155		
<b>軟弱野菜</b>	品目名	ほうれんそう	ほうれんそう	ほうれんそう	
	面積(a)	5	5	10	
	収量/10a	1,000	1,000	800	
	単価(円/kg)	400	400	400	
品目コード					

2 試算結果

経営体名	合計	算出
露地野菜農家		
規模	70	
粗生産量	12,225	
単価		
金額(含消費税)	2,631,495	
副産物等収入	40,000	1 前提条件 環境直接支払・
粗収益合計	2,671,495	
租税公課	30,557	7 共通費 ①租税公課
種苗畜費	214,472	7 共通費 ②種苗費 含む
肥料費	212,263	
資本利子	24,840	7 共通費 ③資本利子
地代	47,720	7 共通費 ④地代
支払利子・地代	47,720	7 共通費 ④地代
支払利子・地代	5,230,840	生産費+支払資本利子+支払
資本利子・地代	5,278,560	生産費+資本利子+地代
流通費	20,790	
運賃	256,263	
小計	277,053	
総原価	5,507,893	資本利子・地代全額算入生産
農業経営費	2,462,653	物材費+雇用労賃+支払資本
農業所得	208,842	粗収益-農業経営費
所得率	7.8%	農業所得÷粗収益×100
農企業利潤	△2,876,398	粗収益-副産物収入-育成動

# 活動成果と今後の課題

## 1 栽培技術の向上

### （1）太陽熱消毒による雑草抑制対策(事例1)



太陽熱消毒は雑草抑制  
効果が高い



# 1 栽培技術の向上

## (2) 防虫ネットによる害虫被害抑制対策(事例2)



①は種前, 太陽熱消毒



②は種後, 防虫ネット  
すそを埋める

# 1 栽培技術の向上

## (2) 防虫ネットによる害虫被害抑制対策(事例2)



食害大



食害無し



太陽熱消毒と防虫ネットで防虫効果が高まる

# 1 栽培技術の向上

## (3) 栽培技術情報の整理



有機栽培マニュアル



実証ほ成績集



有機農業情報誌

活用できる成果をとりまとめ、情報提供している

# 2 若手農家の確保・育成

## (1) 始良地域の新規参入者の確保状況

- 年次別新規就参入者数（後継者は5年間で4名就農）

	H20	H21	H22	H23	H24	計
霧島市	1	1	3	1		6
始良市	1	2	1		3	7
湧水町					1	1
計	2	3	4	1	4	14

新規参入者14名の経営面積 8.5ha

- 新規参入者の年代

20代1名, 30代10名, 40代2名, 50代1名

- 新規参入者の出身地

始良市3名, 霧島市3名, 県内3名, 県外5名

## 2 若手農家の確保・育成

- ・就農前の研修状況

かごしま有機生産組合 3名、 指導農業士	鹿児島有機農業支援センター 4名、 研修なし	3名
-------------------------	---------------------------	----

### (2) 始良市新規就農者奨励金を活用した就農者数

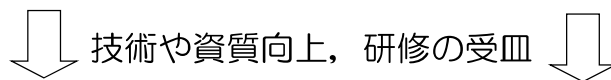
	新規参入	後継就農	計
有機農業	5	1	6
露地野菜	2	1	3
畜産		1	1
計	7	3	10

有機農業の新規参入者5名は青年就農給付金の受給者

## 2 若手農家の確保・育成

### (3) 資質向上対策（若手有機農家組織の目的）

新規参入者      新規就農者（後継者）



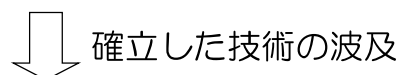
**霧島有機社中**

若手有機農家 24名

指導農業士3名，篤農家1名

指導農業士等の助言・指導（技術の伝承） 情報交換・交流

現地検討会      実証ほ設置      栽培技術の検討



鹿児島県の有機農家



### 3 有機農業の経営確立

#### (1) 経営改善への取り組み

始良地域の若手農家24戸

	認定就農 計画作成	経営改善 計画作成	パソコン 簿記記帳
平成18年	-	5	3
平成24年	6	12	15

新規参入者(パソコン簿記5名)の経営状況(H22→23)

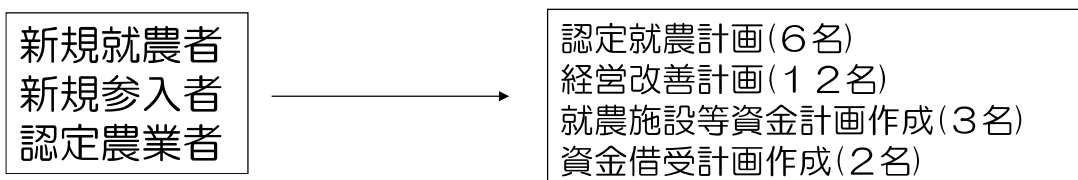
規模拡大 5名  
販売額の増加 5名  
所得向上 4名

高収益をあげている  
新規参入者もいる

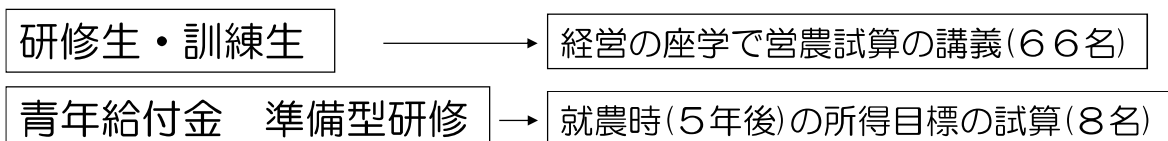
### 3 有機農業の経営確立

#### (2) 営農設計シミュレーションの活用

##### ・農家への活用



##### ・有機農業技術支援センターでの活用



有機農業での収支計算の実践

## 残された課題

### 1 栽培技術の向上

- 実証ほ設置
- 重点品目プロジェクト活動
- 生産履歴の分析（優良事例の整理）

### 2 若手農家の確保・育成

- 有機農業技術支援センターへの支援(研修受入)
- 霧島有機社中の活動の活性化
- 新規参入者の受入体制の整備(人・農地プラン)

## 残された課題

### 3 有機農業の経営確立

- 簿記記帳への取り組み(マニュアルの活用)
- 経営分析による経営改善
- 品目別経営算出基礎の精度の向上
- 営農設計シミュレーションの波及による相談体制の整備
- 有機農業の営農類型の作成(規模別)
- 関係機関の理解促進(経営面)

### 4 有機農業のまちづくり

- 有機農業の産地であることのPR(市内外)
- 有機農産物の地産地消の推進
- 有機農産物の加工品開発

# 品目別経営算出基礎品目

## 1 豆類・果菜類（16品目）

そらまめ，実えんどう，さやえんどう，いんげん，えだまめ  
きゅうり，かぼちゃ，にがうり，ズッキーニ，トマト，ミニトマト，ピーマン  
シシトウガラシ，なす，オクラ，スイートコーン

## 2 根菜類（8品目）

ばれいしょ，さつまいも，さといも，しょうが，だいこん，かぶ，にんじん，ごぼう

## 3 葉径菜類（15品目）

キャベツ，はくさい，ブロッコリー，カリフラワー，なばな，紅葉苔  
レタス，リーフレタス，サニーレタス，根深ねぎ，たまねぎ，らっきょう，にんにく  
葉にんにく，にら

## 4 軟弱野菜（5品目）

こまつな，みずな，ほうれんそう，しゅんぎく，葉ねぎ

## 5 作物類（1品目）

水稻

作目名: いんげん

作型: 3月は種

栽培: 露地

月別労働時間及び作付体系

作業名	月 別 労働 時間												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
耕起・整地		8											8
施肥・マルチ			8										8
は種			8										8
支柱・誘引			22										22
かん水			4	4									8
除草			5	5									10
収穫					100								100
出荷					4								4
後かたづけ					16								16
合 計	0.0	8.0	47.0	9.0	120.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	184.0

作付体系及び粗収益

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備 考
作付体系	○-----■ ■												○ :は種 ◎ :定植 ■ :収穫
生産量					700								700
①単価	1,260	1,260	1,260	945	735	693	693	693	693	840	840	840	735
金額					514,500								514,500
副産物													0
計													514,500

②種苗費

品名	規格	単価	数量	使用年数	金額
ベストクロープ・キセラ	種子	1,155	2	1	2,310
					2,310

⑦賃借料

品名	単価	数量	金額
マルチ処理料	11.55	170	1,964
			1,964

③肥料費

品名	規格	単価	使用量	単価	金額
たい肥(袋)	20	315	1,000	15.8	15,750
油かす	20	990	200	49.5	9,900
鶏ふんたい肥	20	453	200	22.6	4,526
					30,176

⑧支払い手数料

品名	手数料	販売額	金額
有機出荷団体	5.0%	514,500	25,725
JA	2.5%	514,500	12,863
			38,588

④諸材料費

品名	規格	単価	使用年数	数量	金額
黒マルチ	135×0.02×200	2100	1	6	12,600
いぼ支柱	20×800	54	3	1,100	19,800
					32,400

⑨荷造り運賃

品名	単価	数量	金額
箱代(3円/kg)	3	700	2,100
運賃(kg)	11	700	7,700
			9,800

直接経費

費 目	金額
②種苗費	2,310
③肥料費	30,176
④諸材料費	32,400
⑤農薬費	0
⑥動力光熱水費	0
⑦賃借料	1,964
⑧支払い手数料	38,588
⑨荷造り運賃	9,800
	115,237

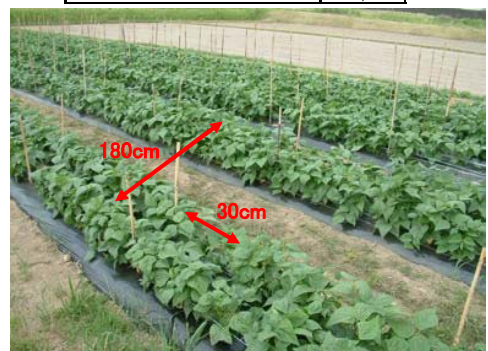
⑤農薬費

品名	規格	単価	倍率	散布量	回数	使用量	金額
							0

⑥動力光熱水費

品名	規格	単価	数量	使用年数	金額

作式	ほ場利用率	畦幅	株間	条数	10a本数	畦長計
	85%	180	30	2	3,148	472
収穫目安	収穫数/株	株数	収穫数	重量	出荷率	収量
	25	3,148	78,700	12g	70%	700



## 有機農業 営農試算

◎経営体名 施設＋露地野菜 150a

◎作成日時 H25.01.15

◎内容

- 1 前提条件
- 2 試算結果
- 3 品目選定
- 4 減価償却費算出基礎
- 5 労働設計
- 6 労働時間
- 7 共通費



3 品目選定

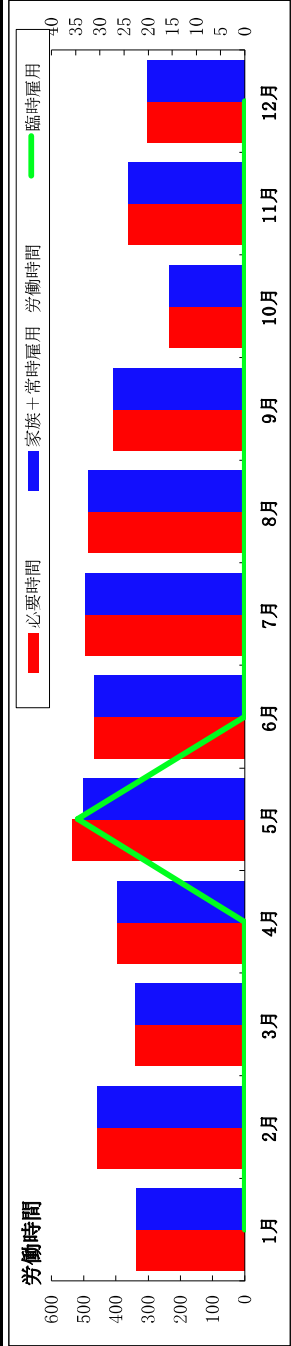
品目コード	2	そらまめ	0	11月定植	10	4	5	72	7	7	13	16	17	29	32	40	43		
	品目名	チャップエンど	0	2月は種(施)	600	700	3,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
面積(a)	4	5	4	3月は種	735	700	3,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0		
収量/10a	441	1,050	735	3月は種	735	700	3,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0		
単価(円/kg)																			
品目コード	48	ばれいしょ	0	11月定植(露)	10	10	4	72	72	72	79	80	81	82					
品目名	だいこん	だいこん	0	11月は種(露)	3,100	3,100	4,100	4,100	4,100	0	0	0	0	0	0	0	0		
面積(a)	10	10	4	12月は種(露)	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	3				
収量/10a	1,500	3,100	4,100	12月は種(露)	4,100	4,100	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800				
単価(円/kg)	133	75	80		80	125	125	130	147	156									
品目コード	166	リーフレタス	0	11月定植(露)	5	5	10	118	118	118	114	125	128	160	154	155	211		
品目名	リーフレタス	リーフレタス	0	11月は種(露)	1,300	1,400	2,500	1,100	1,100	750	201								
面積(a)	5	5	10	11月は種(露)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	750	750								
収量/10a	1,300	1,400	2,500	11月は種(露)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	750	750								
単価(円/kg)	336	336	118		118	118	118	118	118	118	114	125	128	160	154	155	211		
品目コード	111	こまつな	0	10月定植(露)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
品目名	こまつな	こまつな	0	10月は種(露)	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700		
面積(a)	2	2	2	11月は種(露)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
収量/10a	700	700	700	11月は種(露)	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700		
単価(円/kg)	400	400	400		400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400		
品目コード																			
品目名																			
面積(a)																			
収量/10a																			
単価(円/kg)																			
品目コード																			
品目名																			
面積(a)																			
収量/10a																			
単価(円/kg)																			
品目コード																			
品目名																			
面積(a)																			
収量/10a																			
単価(円/kg)																			

5 労働設計

経営体名	施設+露地野菜 150a	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
家族労働設定 (労働可能時間)	①1日労働時間	8.0	9.5	9.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	9.5	8.0	8.0	10.0	年間労働日数
	②月労働日数	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	300日
	2名	400.0	475.0	450.0	500.0	500.0	500.0	500.0	500.0	475.0	400.0	400.0	500.0	5,500時間
常時雇用	①1日労働時間													雇用月数
	②月労働日数													
	①1日労働時間													雇用日数
														雇用日数
														雇用日数
合計														

6 労働時間

経営体名	施設+露地野菜 150a	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
労働時間	家族労働	337	458	339	397	500	468	495	485	409	234	362	302	4,786時間	
	臨時雇用					35								35時間	
	小計	337	458	339	397	535	468	495	485	409	234	362	302	4,821時間	
必要時間	共通														
	経営管理	20	15	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	145時間	
	作業準備	31	28	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	365時間	
	研修等	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96時間	
	小計	59	56	54	54	48	48	49	49	49	48	49	48	606時間	
	豆類・果菜類	3	29	62	168	325	369	446	446	435	312	55	8	0	2,212時間
	根菜類	63	81	83	70	50	33	0	0	0	6	15	39	42	482時間
	葉菜類	35	41	14	30	44	18	0	0	0	33	86	96	31	425時間
	軟弱野菜	177	251	125	80	67	0	0	0	1	11	31	172	180	1,095時間
	作物類														
その他①															
その他②															
	小計	278	402	285	349	486	420	446	436	361	185	314	253	4,215時間	
	計	337	458	339	397	535	468	495	485	409	234	362	302	4,821時間	





## 第 2 部

# 事例発表とパネルディスカッション

### 有機農業支援を考える

#### 事例発表者

武藤 大悟（茨城県実施農家、JA やさと有機栽培部会）

千葉 康伸（神奈川県実施農家）

#### パネラー

伊藤 博行、森 和之、山下 一穂（有機のがっこう「土佐自然塾」、有機農業参入促進協議会）、事例発表者

#### コーディネーター

久保田 裕子（國學院大學経済学部）

就農にあたって必要なポイントは、技術、農地、販路、自己資金、住居の 5 つと言われています。しかし最も大切なのは、就農希望者が就農にいたる過程で接する人々との出会いではないでしょうか。

事例発表では、サラリーマンから新規就農した、茨城県石岡市の武藤大悟氏と神奈川県愛甲郡愛川町の千葉康伸氏に、就農への決意、就農に向けた準備、そして就農後の取り組みを紹介していただきます。自身の努力と就農への取り組みのなかで接した多くの人々の支援により、2 人の今日があると思います。

パネルディスカッションでは、國學院大学の久保田裕子氏にコーディネーターをしていただき、基調講演者、事例発表者および有機農業参入促進協議会の山下一穂氏をパネラーに、有機農業支援について、会場の皆様を交えた意見交換を行います。

これから有機農業をはじめようと考えておられる方、有機農業者への支援を考えておられる方の参考となることを期待しています。



# 農業ならではの生活を楽しみ、大切に

武藤 大悟

## 概要

連絡先 茨城県石岡市栄松 14174-6  
経験年数 7年（2008年より就農）  
家族 本人、妻、子供3人  
栽培品目 コマツナ、ダイコン、キュウリ、ピーマン、オクラ、ニンジン、ネギなど約10品目  
栽培面積 露地野菜 120a  
農機具 トラクター、管理機、ハンマーナイフモアなど



## 有機農業に取り組むきっかけおよび技術の習得

大学生のときに、アメリカの穀物商社が世界を席卷していることを知って衝撃を受けました。その時は「これは何かおかしいぞ」と漠然と感じただけですが、農業に興味をもつきっかけになりました。とはいえ、商学部在籍していたため、農業関係に携わることができそうな種苗会社に就職しました。そこでは、首都圏のホームセンターを営業でまわる日々でしたが、いろいろな農業資材も扱っていたので、今では無駄ではなかったと感じています。

就職3年目ごろから農業をやってみたいという気持ちがますます強くなってきました。しかし、自分が農業に向いているのか、いないのかわかりませんでした。そこで、自分の適正を確かめるために、会社をやめて日本農業実践学園に入学。実際に農業を学び、農業で生きようと決めました。その後、群馬県の農業法人に就職し、間もなく結婚。それを機に「ゆめファームやさ」と研修制度に応募し、2006年4月より2か年研修を受けました。

安心して食べられる美味しい野菜づくりを目指していたのでちょうど意にかなった研修でした。就農後もJAやさとの有機栽培部会に所属し、先輩や仲間から恵まれて、技術の習得や情報収集にはあまり苦労せずすみしました。

## 栽培の特徴

緑肥作物を積極的に取り入れ、4分割の輪作体系を行っています。窒素・リン酸・カリなどの計算はせず、



土壌微生物のエサとしての有機物やミネラルを投入しています。畑から持ち出すのは、商品として利用する部分だけとし、残渣などは全て畑に還すようにしています。

緑肥や残渣による有機物が不足した場合は、作物の生育を見ながら、信頼できる堆厩肥を補完的に利用しています。

就農初期は試験的に5aずついろいろな作物を育て、連作を避けるものの行き当たりばったりの作付け計画でしたが、試行錯誤の末、現在のスタイルに落ち着きました。

#### 輪作体系の一例

---

1年目	小松菜・大根	マメ科緑肥	小松菜・大根
2年目	燕麦	人参	
3年目	ネギ		
4年目	キュウリ・オクラ	(各々通路は燕麦草生管理)	

---



### 暮らし・販路・経営概要

J A やさととの有機栽培部会に所属することで、当面の販路は確保でき、栽培技術の習得から農村での暮らしの作法など、相談できる先輩や仲間にも恵まれました。八郷地区は有機農業の認知度の高い地域ですので、地元の方々にも好意的に接してもらえました。ただし、借りた畑の近くに適切な住居を確保するのに苦労しました。現在は、念願の畑の中に家を建てて住めるようになりました。

販売先は、J A やさとを通じて、首都圏の生協などがほとんどです。他に個人宅配や保育園の給食用の出荷などを行っています。2007年に有機 JAS 認定を取得（認定機関名：有機農業推進協会）しました。

農業収入は研修制度がしっかりしていたのと、ある程度は農業法人で経験を積んでいたため、初年度から約300万円売り上げました。その後、家内の出産育児の関係で上がったたり下がったりを繰り返しながら、最近は450万円前後の売り上げとなっています。初年度はほぼ100% J A 出荷でしたが、現在は個人宅配がゆっくりと増えてきて J A 80%、他20%になりました。

夫婦で目の届く範囲の小規模家族経営を目指し、現時点で法人化や外部雇用は考えていません。農業法人で働いていたときに、農業での人件費は相当な経営負担になることを学びました。よほどの経営能力がなければ、人を使って売り上げを伸ばせても、収入は家族経営時と大して変わらないと思っています。

家族の暮らしと仕事の場が一体となった、農業ならではの生活を楽しみ、大切にしながら、必要なだけの収入を確保できればよいと考えています。

### これから就農される方に一言

専業での就農は、実績のある研修制度や地域の受け入れ態勢、就農後の販路の確保など、事前によく吟味する必要があります。それにも増して、大切なのは本人のやる気と農業への適性だと

思います。それらが全て揃っていても、場合によっては上手くいかないこともある世界が農業だということは覚悟しておくべきでしょう。専業でなくても、前職のスキルや資格を活かして別に収入源を持つやり方や週末家庭菜園も立派な就農だし、各人にあった農の取り入れ方があると思います。

また、作物の品質は借りた畑によってかなり左右されるので、地元の経験者によく相談してから借りるべきだと思います。

## 新規就農支援に望むこと

作物をつくることよりも売ることの方が苦労します。販路の支援が一番必要。地域によっては外から入ってくる人間に対して閉鎖的なところがあるようですので、あいだに立って世話をしてくれる人がいるとスムーズに定着できるのではないのでしょうか。

補助金などで農業の世界に呼び込んで、その後ほったらかしでは、絶対に定着できません。その地域で就農者が実際に生活することをリアルに考えた支援を検討してほしいです。



# 夫婦で話し合い就農を決意

千葉 康伸

NO-RA ~ 農楽 ~

## 概要

- 連絡先 神奈川県愛甲郡愛川町角田 2352  
労働力 本人及び妻（ただし妻は子育てが主体）  
栽培品目 ニンジン、サトイモ、ニンニク、タマネギ、オクラ  
などの野菜を 1 シーズン 15~20 品目、年間約 40  
品目栽培  
経営面積 1.7ha(自宅から 500m 以内で 11カ所の農地を管理)



## 就農までの経緯

神奈川県出身（神奈川で生まれ、小学校からは埼玉県）。東京で、金融関係の S E (システムエンジニア) として勤務。「東京で食べた野菜は美味しくない、美味しい野菜を作れば勝負できるのではないか、「食」は無くならないし農業って良いよね」と妻と話している中で、年を取っても働いていける、資格ではない「手に職」をつけられる有機農業での就農を決意し、30 歳で退社。新・農業人フェアで高知県の有機のがっこう「土佐自然塾」（塾長：山下一穂）を知り、のちに高知県へ行って、塾長に出会い、ここで研修をすれば自信をもって有機農業が出来る技術が身につくと思入塾。その後「山下農園」で学び、合計 2 年間研修をし、神奈川県で就農。

## 就農地と家探しに苦労

土質が良く 1ha 以上を借りられるような就農地や家を見つけることに苦労しました。

山下塾長の言っていた「良い土地を選べ」を忠実に守って探しました。市町村など公的機関に 4 か所、知り合いの農家はもちろん、あっせんしてもらった農家などにも聞いて回りました。公的機関では、担当者に有機農業への理解がなく、有機農業で就農したいことを伝えると態度が変わることもありました。

そんななか、神奈川県愛川町農業委員会の事務局長が、縁もゆかりも無い僕に、とても親切に対応してくれました。その上、親切な地元の方たちのおかげで農地と住宅も借りることができました。



## 就農当初の栽培状況

就農 1 年目は、それぞれの畑の土壌診断を行い、pH7~7.6 の中性からアルカリ性の土壌では、油粕、緑肥としてソルゴー、クローバーなどを植えて、2 か月後に刈り取って外に持ち出しました。すると pH は 6.7 まで下がりました。一時的なことかと思ったというが、現在でもこの数字を維持しています。

pH7 以下の畑には、地域から出る豚糞や鶏糞を投入したが、「ニオイがするから入れないでくれ」という予期せぬクレームに出会いました。そこで、肥料を入れずに作付けしました。収量は全くなかったり、そこそこだったりでしたが、そのお陰でそれぞれの畑の土がどれぐらいの地力があるかが把握できました。

実際、長い間作物が植わっていなかった土地は痩せていて思うほどの作物ができませんでした。1.4ha の畑に、夏にはジャガイモ、キャベツ、クウシンサイ、エダマメ、トウモロコシ、トマト、キュウリ、ズッキーニ、ピーマン、カボチャ、ショウガが出荷できました。冬は、カブ、ダイコン、ミズナ、ナガネギなど。年間 40~50 種類を作付けし、適地適作を見つける 1 年でした。

キュウリは 4 品種試しましたが元肥 0 という事もあり、キュウリの自然農法種子「バテシラズ」が一番良かったです。とにかく「良いものをつくれ」「そのあとに販路は考える」「先に販路を考えて自分を小さくしていくよりは、まずは畑に出て、土と格闘して、自分に厳しくやることが大切だ」という山下塾長の言葉に従った一年でした。現在では、1.7ha に面積を拡大して、年間約 40 品目の野菜を栽培しています。

## 販路の拡大

現在では、多品目の野菜をレストランに 40%、スーパーと生協にそれぞれ 25%、残りの 10% は直売所とセット野菜で販売しています。販売先についても色々な人に助けられて、3 年目で目標とした売上げ 500 万円を達成し、農業を生業として生きていく土台ができました。

販路ができるきっかけは、同じ有機農家の方から、小田原の老舗かまぼこメーカー鈴廣さんがリサイクルした魚肥の話聞いて、直感的に使ってみたいなと思い話を聞きに行ったことでした。行くと「その堆肥を使って、逆に自分の所に作った野菜が帰ってくるという試みをしているから、是非うちが経営しているレストランに野菜を出してください」という形で仕事をもらい、現在も野菜を毎週出荷しています。そんな巡りあわせや、地主さんがゴルフ場の支配人をされていて「自分のゴルフ場のレストランで野菜を使いたいから持ってきて」「値段は千葉君が決めていいからマージンだけはもらうよ」と言ってくれる周りの人たちに支えられながら、販路が広がってきました。

すごく嬉しかったエピソードとして、鈴廣さんから「千葉君が作った野菜をメインとしたサラダを作りたい」といわれたことです。それだけでも嬉しいのに、自分が何を出したらいいかを聞

くと「千葉君が今一番美味しいと思うものを出して。メニューはうちらが考えるから」とっていただけました。すごく信頼をしてもらっていると感じました。

とにかくコツコツと良いものをつくっていけば周りが評価してくれるということを実感しています。

## 愛川町を有機の里に

これからの目標は研修生を受け入れ続けること。今年の4月から研修生を1人受け入れる事が出来ました。今後もうちで研修したいといわれるような魅力ある農家で居続けることが必要だと感じております。そして受け入れた研修生達が愛川町で就農し、互いに切磋琢磨するような仲間づくりをしたいです。やはり刺激しあえる仲間は大切です。

そして、愛川町を有機の里にしたいと願っています。

## これから就農される方に一言

僕にとって農業は合っていました。今は面白くて仕方ありません。これは行動しなければわからないことでした。

就農を検討している方で、もし何か僕の話聞いて引っかけたことがあれば、まず行動して欲しいです。僕の農園を見に来てもらっても全然構いません。

実際に見て体験して、それで合わなかったとしても、合わないことが分かったからそれで良いのです。とにかく一生懸命になって行動して欲しいと思います。

また、自分の考えやビジョンをしっかりと定め、それを伝え続けることも大切です。私の場合は自分の動きに連動するように周りの方がもっと動いてくれました。決してぶれない自分の核をしっかり持っていていただきたいと思います。



# 有機農業研究会の活動と「提携」

久保田 裕子

日本有機農業研究会・國學院大學経済学部

## 1970年代の有機農業運動と日本有機農業研究会の結成

日本有機農業研究会は、有機農業の探究、実践、普及啓発、交流等を目的に生産者と消費者、研究者を中心として1971年に結成されました（2001年に非営利特別活動法人（NPO法人）に移行）。運営は会費とボランティアで賄い、機関誌にも広告を一切掲載しないで独立性を保持している自主的なアドボカシー団体です。全国大会（有機農業者と消費者の集い）、シンポジウム、セミナー、研修会、講座、公開研究会、種苗研修会などを開催し、さまざまな相談に応じる活動も行っています。

「環境破壊を伴わず地力を維持培養しつつ、健康的で味の良い食物を生産する方法を探究し、その確立に資するとともに、食生活をはじめとする生活全般の改善を図り、地球上の生物が永続的に共生できる環境を保全すること（規約第4条）」を目的に、各地で現在約2000名、250団体・法人の会員が多彩な活動を展開しています。

日本有機農業研究会が発足した1971年前後は、高度経済成長期の爛熟期であり、農業においても生産効率一辺倒の化学肥料・化学合成農薬・抗菌剤など薬剤を大量使用する「近代化農業」が推進され、その弊害が明るみになっていました。農業者やその家族が生命・健康を脅かされ、家畜の異変や土の疲弊、環境の悪化を感じとった生産者は、環境・健康を破壊しない農業を実践し始めました。他方、食べ物の安全性と農業・環境の現状に強い不安を抱いた消費者（都市生活者）たちは、無添加食品や安全な卵・牛乳などを求めて活動を始めていました。これらの生産者、消費者が結びつき、相互の協力・連帯のもとで健やかな食と農と環境をつくり出す有機農業を確立し、社会的に広げていこうという機運が高まった時期でした。

会の結成を呼びかけたのは、協同組合運動家で当時協同組合経営研究所理事長をしていた一楽照雄でした。食べ物と健康との強いつながりを早くから指摘し無農薬栽培を進めた医師・<sup>やなせぎ</sup>梁瀬義

<sup>りょう</sup>亮（慈光会）、農薬禍を憂えて農村医学を創始した若月俊一佐久総合病院院長らと共に、初代代表幹事に塩見友之助（元農林事務次官）、常任幹事に一楽ほか3名、事務局長に築地文太郎、そして土壌微生物の重要性を説く足立仁、横井利直、自然農法の指導者・露木裕喜夫など11名を幹事として、会の名称に「有機農業」を掲げ、旗揚げしました。

有機は「天地、機有り。」

日本有機農業研究会の創立者一楽照雄（いちらく てるお 1906～1994）は、結成に先立ち、1971年4月、千葉に閑居していた黒沢西蔵さんを訪ねました。黒沢さんは、1942年に「野幌機農学校」（現在の酪農学園大学）を創立しています。一楽は、学校名の“機”に着目し、その意味あいを尋ねたのです。すると黒沢さんは、「『天地、機有り』と漢書にある」、「機とは、天地経綸というか、大自然の運行のこと。一つの法則が宇宙万物の間にはある。これが本当にわかっているなければ農民にはなれない。・・・（中略）・・・透徹すれば、自然にわかる」、と答えました。

すでに1950年、酪農学園はJ・I・ロデイルの著書『Pay Dirt』を『黄金の土』という題名で翻訳発行していました。その後、一楽は『ロデイルの有機農法』を刊行、さらに有機農業の祖アルバート・ハワード（『農業聖典』の著者）の『Soil & Health』の翻訳（邦訳名『ハワードの有機農法』）にも奔走します。会の名称に掲げた「有機農業」とは、「生命あふれる」という字義を超えて、欧米の有機農業の先達が拠りどころとした東洋の叡智にも相通じるものです。

## 生産者と消費者の「提携」（産消提携）

当初は、アメリカ有機農業運動の先駆者J・I・ロデイルを招いたり、食べ物、医学、農学などに関する研究会的な集まりでした。2～3年経つと、全国各地で活動を始めていた生産者、消費者が集まりはじめ、さらに会の場が生産者と消費者をつないでいきました。1974年の総会では、協同組合の精神に則って、生産者と消費者が提携し有機農業を進める会であることをアピール、そして、当時の産直・共同購入の目的＝「中間業者を抜き、価格をより安く」をのり超え、双方が相互理解を深め、労力や資金を出し合い、自主的な配送によって生産者の拠点から消費者の拠点（配送ポスト、ステーションなど）に継続的に農産物を手渡していく、新たな産直・共同購入を「提携」と名付けて進めることにしました。

1978年の第4回総会では、基本理念と方法を取りまとめた「生産者と消費者の提携の方法」（提携10か条・提携10原則）を採択しました。これは、すでに成果を納めていた人々が集まり、一晚中話し合っ取りまとめた、実践に裏づけられた指針です。

その第一条に、「提携」（産消提携ともいう）の理念と本質が書いてあります。

「1. 生産者と消費者の提携の本質は、物の売り買い関係ではなく、人と人との友好的付き合い関係である。すなわち両者は対等の立場で、互いに相手を理解し、相扶け合う関係である。それは生産者、消費者としての生活の見直しに基づかねばならない。」

その理念と本質は、共に自然の大地に生きる人と人が、その生命・活力の源泉である食べ物を共に作り、共に食べる、共に学び合い支え合うという協同の精神に基づくものといえるでしょう。

「提携」のポイントは次のようなものをあげることができます。

自給を基礎にした循環的な有機農業

少量多品目 有畜複合小農経営 堆厩肥・飼料・種子の自給

「自給する農家の食卓の延長線上に、都市生活者の食卓を置く。」

自園地や地域の有機物を循環的に使い、自然のもつ本来の生産力を活かし、自然と共にある生命に満ちた農業をめざす。

援農・縁農（消費者が農作業を手伝ったり、体験する）

農法転換の労力を軽減。消費者が農作業を体験したり、畑をみることを通して、農家や農業を理解する一助にもなる。

選別・包装の簡略化

見栄え、大小・粒揃いなどの規格を重視せず、無選別。包装も簡略化し、手間を省く。

話し合っ価格を決める / 生産者が価格を決める

「生産者は消費者の生命に責任を持ち、消費者は生産者の生活に責任をもつ。」

この精神で生産者と消費者が直接話し合っ、相互に納得できる価格（提携価格）を設定する。「提携価格」は、生産者の生活費や生産費の保障。競りによる需給バランスで成立する「卸売市場価格」や、一般の営利目的の「市場経済」における価格とは含意が異なる。

運び方を変える（自主配送）

農産物は、生産者または消費者がみずから配送する。生産者にとっては「誰が食べるのか」がわかり、また、消費者にとっては「誰が作っているのか」がわかる。提携のきずなを深めることにもつながる。

食べ方を変える

消費者は、食べ方や買い方を変革する。

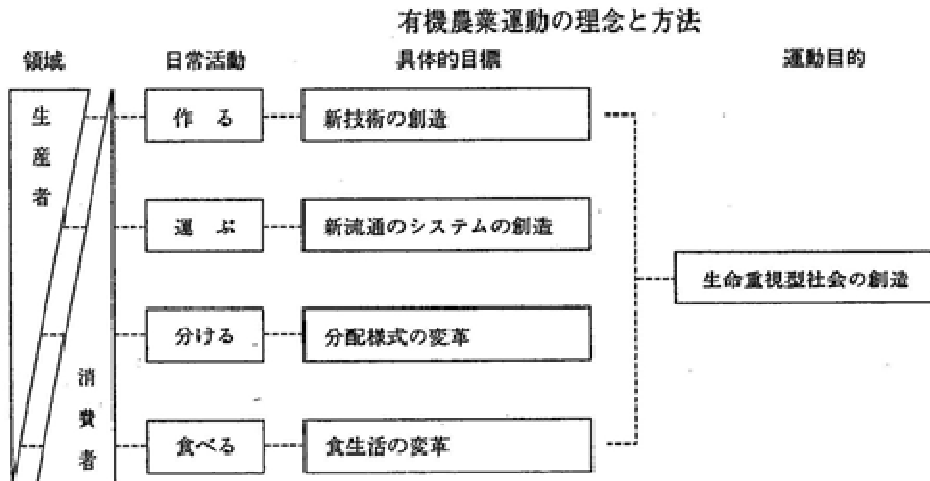
- ・畑でとれたものは、多寡・形状の如何を問わず、消費者が全量引き取る。
- ・むだなく食べる。「間引き菜からとうが立つまで」「葉っぱから根っこまで」、食べ方を工夫する。
- ・畑に合わせて食べる - - 献立に合わせた食材の選択ではなく、四季折々の自然の恵みに合わせた献立を工夫する
- ・旬のものを食べる。

リスクの吸収・分散を図る

年間を通した価格による全量引き取り（農産物の多寡にかかわらず畑でできたものをすべて消費者側が買い取る）ことでリスクが生産者・消費者で分かち合う。または、農業基金など。力量に応じて、農法転換後の減収補償、農業基金（無利子融資）、災害見舞い金などの仕組みをつくる。

## 有機農業のめざすもの

兵庫県で「食品公害を追放し安全な食べ物を求める会」という提携団体を 1974 年からつくった創始者のひとり、保田茂さん（元神戸大学教授）は、「産消提携」を実践的にも学術用語としても確立させた方です。提携を基礎とする有機農業運動を次のように図示しています。生産方法を変えるには、運び分ける方法（流通方法）も、そして食べ方も変えていくことが必要です。また、相互作用的に変わっていくものでもあるのです。



資料：保田茂「日本の有機農業」ダイヤモンド社、1986年。

1980 年代になると、こうした有機農業の提携運動が各地で有機農業を定着させると共に有機農業が人々のあいだでも知られるようになりました。提携で取り交わされる有機農産物・有機加工食品が注目され、専門に取り扱う事業者やこれらを販売する食料品店、デパート、スーパーマーケットも増え、流通方式も多様化してきました。同時に、「有機」「無農薬」「低農薬・減農薬」などの食品表示が氾濫しました。会はそうした表示の混乱に対し、1988 年には、「有機農産物」についての次の定義を定め、公表しました。

「有機農産物とは、生産から消費の過程を通じて化学肥料・農薬等の合成化学物質や生物薬剤、放射性物質、遺伝子組換え種子及び生産物等をまったく使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産されたものをいう」（遺伝子組換え関係は、98 年に追加改定）。

1998 年には、有機農業の指針ともいえる「有機農業のめざすもの（10 項目）」として、「1．安全で質のよい食べ物の生産」、「2．環境を守る」、「3．自然との共生」、「4．地域自給と循環」、「5．地力の維持培養」、「6．生物の多様性を守る」、「7．健全な飼養環境の保障」、「8．人権と公正な労働の保障」、「9．生産者と消費者の提携」、「10．農の価値を広め、生命尊重の社会を築く」を決め、翌年に「有機農業に関する基礎基準」を策定しました（その後、2000 年に、国の有機 JAS 規格を踏まえて同基礎基準を改定）。

## 国際有機農業運動の動きと「提携」、CSA（地域支援型農業）

日本有機農業研究会は、1972年に結成された世界の有機農業団体が加入する国際有機農業運動連盟（International Federation of Organic Agriculture Movements 略称 IFOAM）の古くからの会員です（1974年から）。IFOAMは、1980年になると有機農業の生産基準の策定を行い、基準認証システムによる有機農産物の保証をてこに国際的な有機農産物流通を推進する活動を行ってきました。他方、日本有機農業研究会は、そうした基準認証づくりにはむしろ批判的な立場からIFOAMに関わり、世界大会では、日本の「提携」運動の理念や方法を提唱し、具体的な事例の報告を行ってきました。1982年8月にアメリカ・ボストンで開かれたIFOAM第4回総会には「提携」事例を携えた大平博四と築地文太郎を派遣しています。

当時すでに、日本の「提携」は、そのユニークさで「国際的な注目を浴び、評価を受け」たことが記録されています。両氏の発言が「格別な反響を呼び、休憩時や閉会后に話しかけてくる者が後をたたなかつた」と、一楽は「国際的評価に思う 提携の道を広げよう」（『土と健康』1982年11月号）で述べ、その理由として次のように述べる。「そのユニークさとは何であるか。彼らによれば『日本の有機農業運動には、他には見られない、一種の哲学がある』と言うのである。それは褒め過ぎの言い方であるが、われわれがかねて、密かに自負してきた特徴的傾向であるところの、生産者と消費者との提携による有機農業の成立は、彼らには全く考え及ばなかったことであり、それが『エコノミックアニマル』人種の日本に存在することに一層の驚異を感じるのであろう。」と。そして、このような国際的にも脚光を浴びようとしている「提携」の「道の開拓にこそ、一層の確信をもって努めるべきであろう」と、述べています。そして、1986年8月には、アメリカ・カリフォルニア州サンタクルーズにおいてカリフォルニア大学との共催で開かれたIFOAM第6回会議では、一楽自ら、天野慶之（元水産大学学長、当時、日本有機農業研究会代表幹事）と共に「有機農業運動の提携10原則」（提携10か条）を含む英文資料を携えて出席しています。

1986年という年は、アメリカの東海岸で、ロビン・バン・エンやトゥローガー・グロウがその前年のオレンジ・プロジェクトを発展させ、CSA（Community Supported Agriculture 地域が支える農業、地域支援型農業）と名付けた取組みを始めた年です。ドイツとスイスのバイオダイナミック農法の流れを汲むCSAは、エンらが精力的に普及活動を行い、小規模農家や新たな農場プロジェクトとして1990年代から2000年代にかけて急速に普及しました。CSAは、まさに「提携」と同様の理念や方法をもつ、地域の自給を基礎に地域の農業者と消費者が共に手を携えて有機農業を遂行していく組織・農場です。エンは、後に日本の有機農業関係者と出会ったときに、「CSAの源は、日本のテイケイにある」と直感したといいます。CSAの数は2000年代には1000～1200といわれ、今日では農務省の農業センサスの農家分類の項目にあがっており、2010年調査では12000を数えています。

アメリカで始められたCSAは、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどでも広がり、さらに2001年になると、フランス南部の小さな都市オーバーニュからフランス全土

に広がりました。その勢いは、2004年には、提携・CSA・AMAPなど、すでに世界共通に広がっていたそうした取組みを糾合する国際シンポジウムを開催するほどで、2004年2月、「第1回地域農業と消費者を結ぶ国際シンポジウム」がEUの地域活動担当部門の支援を得て、日本、米国、カナダ、ブラジル、ベルギー、ベラルーシ、ドイツ、スイス、デンマーク、イギリス、ポルトガルなど14カ国から48人が参加し、地元の参加者を含め約400人の大きな大会になった。日本からはテイケイの元祖ということで、日本有機農業研究会が招待されました。この2004年の国際シンポジウムを契機にURGENCI(ウージャンシー=まちとむらの新しい連帯、産消提携国際ネットワーク)が発足し、以来、橋本慎司さんが理事を務めています。

## グローバル化と「提携」、CSA

その後2009年には、村山勝茂がURGENCI理事長になり、2010年2月、日本で第4回URGENCI国際シンポジウムを開催されました。兵庫県神戸市で開催された「地域がささえる食と農 神戸大会」は、世界の15カ国から「提携」・CSA・AMAPなどの関係者約50人が参加し、日本からも約800人が参加し、世界と日本の「提携」運動関係者が一堂に会する盛大な催しとなりました。「提携」から発して広がった地域で、国内で、生産者と消費者ができるだけ短い距離で「顔のみえる関係」を築きながら進める多様な地域農業や有機農業関係者も参画しました。

基調講演に立ったアメリカのCSAの推進者エリザベス・ヘンダーソンは、「ポルトガルではレシプロコ、ベルギーではフード・チーム、ドイツやノルウェイではブッシュベルホフと、呼び名は違いますが、世界各地にCSAや提携と同じような理念や方法をもった取組みが多数存在して活動しています。このことは、グローバル化下の抑圧にどのように対応したかを示すものであり、それがひとつの共通性をもつ形をとっていることに勇気づけられます。それぞれの地域で、生産者と消費者は、その地域の条件にあったCSAをつくり出しており、そしてそれは、総合性や健全性、経済的活性を取り戻すものです。」と述べています。

今日、70年代に直観した数々の不安は、現実的なものとなって迫ってきています。環境問題は地域を越えて地球規模に広がり、人々の健康もむしばまれ、グローバル化の進むなかで農業基盤さえ侵されようとしています。世界の食料問題もいっそうの深刻化が予想されます。

このほど、IFOAMは、次のような有機農業の定義をとりまとめました。共に連携して、有機農業を進めましょう。

## 有機農業の定義

有機農業は、土壌・自然生態系・人々の健康を持続させる農業生産システムである。それは、地域の自然生態系の営み、生物多様性と循環に根差すものであり、これに悪影響を及ぼす投入物の使用をできるだけ避けて行われる。有機農業は、伝統と革新と科学を結び付け、自然環境と共生してその恵みを分かち合い、そして、関係するすべての生物と人間の間には公正な関係を築くと共に生命(いのち)・暮らしの質を高める。

(IFOAM 2008)

## 参考図書

- 『有機農業ハンドブック - 土づくりから食べ方まで』日本有機農業研究会発行 農山漁村文化協会（1999）
- 『農業聖典』アルバート・ハワード著、保田茂監訳・魚住道郎解説、日本有機農業研究会発行 コモンズ（2003）
- 『闇夜に種を播く如く - 一樂照雄協同組合・有機農業運動の思想と実践』農山漁村文化協会（2009）
- 『生きている土壌 - 腐植と熟土の生成と働き』エアハルト・ヘニツヒ著、中村英司訳、日本有機農業研究会（2009）
- 『有機農業をはじめました！ 88人の実践』日本有機農業研究会青年部編、日本有機農業研究会（2008）
- 『食と農の原点有機農業から未来へ』佐藤喜作、中屋敷宏ほか共著、日本有機農業研究会（2008）
- 『基礎講座有機農業の技術 - 土づくり・施肥・育種・病虫害対策』熊澤喜久雄、生井兵治、杉山信男、西尾道徳、日本有機農業研究会発行 農山漁村文化協会（2007）
- 『健康の輪 病気知らずのフンザの食と農』G・レンチ著山田勝己訳 島田彰夫解説 日本有機農業研究会発行 農山漁村文化協会（2005）

日本有機農業研究会 HP <http://www.joaa.net>

MEMO



## 参考資料

魚住農園の取り組み

JA やさとの有機農業研修制度「ゆめファームやさと」

有機農業の現状と課題有機農業に関する相談の問い合わせ先

有機農業の研修受入先をご紹介ください

有機農業公開セミナー開催一覧



# 魚住農園の取り組み

## 概要

魚住農園のある茨城県石岡市(旧八郷町)は、首都圏から70～80km圏の田園風景の広がる農村地帯です。大消費地と比較的近い立地条件を活かし、有機農業の生産者と消費者の提携(「提携」、産消提携)や生協と農協の産直などによる有機農業が盛んな地域です。魚住農園は、この地で1974年に有機農業に従事し始め、その後1980年に、地域と共に歩む家族経営農家として独立した有機農業のパイオニアです。

有機農業の基本原則を大学時代に会った有機農業の祖・アルバート・ハワード著『農業聖典』に学び、良質の堆肥を入れ続けて腐植に富んだ「健康な土」が「健康な作物」、「健康な家畜」をつくり、そうしてできた健康な食べ物が「健康な人々」をつくり出すという、その後の世界の有機農業運動の共通原理となっている理念をベースに、作物栽培(田畑3ha)と養鶏(600羽)を組み合わせた「有畜複合経営」を家族で営んでいます。

年間80～100品目に及ぶ多種類の農産物を周年にわたり安定的に栽培し、同時に在来品種の保存・継承、自家採種なども行っています。農業経営では、そうした多品種に及ぶ旬の野菜を中心に、小麦製品や卵・鳥肉を近隣の消費者団体や首都圏の消費者に直に届ける「提携」方式の供給スタイルをとり、安定的な農産物供給と経営を実現しています。

## 1. 栽培技術の特徴

作物生産と養鶏を組み合わせた「有畜複合経営」が有機農業の安定生産につながるという考えから、これらを組み合わせた総合的な農業経営・技術を家族3名で営んでいます。

有機農業の基本原則を『農業聖典』に学び、地域の自然と調和し、地域の田畑の状態に合った有機農業に取り組んでいます。



### 土づくりの実践・工夫

「健康な作物」をつくるには、良質の堆肥やボカシ肥を適期に適量施すことが重要です。また、良質の有機質肥料をつくるには、他から購入することなく、農場内や農場周辺の里山の利用を含めた循環的な自給生産が理想的です。魚住農園では、これらの有機質肥料をこうした考えに基づき自給生産しています。

作物と並び、経営のもう一つの柱でもある養鶏では、鶏600羽を平飼いで飼育し、悪臭の発生しないモミガラ、落葉、雑草、野菜クズ入りの鶏糞堆肥やボカシを年間50～60t生産しています。この自給肥料を使って生産可能な広さは、ほぼ3haの田畑です。



魚住農園では、水田15a、畑285aで、年間を通じ、米、小麦、大豆のほか野菜約80～100品目を生産しています。小麦、大豆、ジャガイモはそれぞれ40a作付けています。畑は10数か所に点在しているので、その土壌の肥沃度、土性も異なるため、輪作をしながらその肥沃度を全体的に向上させています。

### 有機質肥料等の効果的な活用

自給肥料は、年間50～60tほどの自給の堆肥やボカシ肥です。これを全体の田畑(約3ha)に施します。外部からの購入肥料は導入しないという方針で、このことが養分過多の作物を作らず、健康な作物づくりに繋がっています。

具体的には、285aの畑には、小麦、大豆、ジャガイモ、サツマイモ、サトイモ、人参、ゴボウ、ナス、ピーマン、トマト、キュウリ、大根、白菜、キャベツ、ブロッコリー、ネギ、玉ネギ、小松菜、ハウレンソウ、カボチャ、スイカ、インゲン豆、ソラ豆、エンドウ豆、レタスなどほとんどの野菜を栽培しています。

この中には肥料分を多く必要とするものとさほど必要としないものがあります。前作の肥料の残り分で十分に育つ秋作の人参などは、ジャガイモや玉ネギの後作として無施肥で育てています。その他、キュウリの後作にインゲン豆やエンドウ豆を無施肥で作付けたり、果菜類の後作に玉ネギを作付けたり、野菜作のあとに無施肥で小麦を作付けたりするなど、土壌条件と作物の特性に応じた栽培を心がけています。また、果菜類の追肥や肥切れ症状の出てきた作物には、発酵鶏糞堆肥と米糠と魚粉(材料は国内産鮭)を混ぜたボカシ肥を用いています。

### 作物の病害虫、雑草対策

作物の病害虫対策としては、とくにこれといった対策を行うのではなく、堆肥などで地力のある適切な肥沃度をもつ土壌で作物を健康に育てることにより、病害虫が発生しない作物づくりをすることが基本です。

仮に病害虫が発生しても、大発生にはいならず基本的な乗り切れることが経験的にも判っています。有機園場では、土壌だけでなく、地上においても、病原菌を抑え込む天敵微生物(拮抗菌)や天敵の昆虫や動物が棲んでいるため、病害虫は一定の発生で抑え込まれ、広がらないと考えられます。また、ある程度の病虫害の発生を読み込んだ余裕のある面積を作付けし、生産量を確保しておくことで、出荷量が足りなくなる心配はありません。

具体的な対策や技術は、次のようにしています。

### 耕種的防除...雑草対策

狭い畦間(15~30cm)の中耕.....足で土寄せ、または立鎌(ホー)または耕すという中耕機の使用

30~60cm畦間の中耕.....小型管理機の使用

75~90cm畦間の中耕.....中型管理機、ネギ中耕ローター、2連の中耕機をトラクターに装着  
120cm幅畦間の中耕.....トラクター装着のフレルモア  
刈払機も使用

### 物理的防除

(対病気)

トマトの雨除けハウス(P0フィルム使用)

(対雑草)

黒のポリマルチ...サツマイモ、果菜類(トマト、ピーマン、キュウリ)

小麦、稲ワラマルチ.....果菜類、ショウガ

(対害虫)

サンサンネット、パスライトを8~9月播きのキャベツ、ブロッコリー、カリフラワーなどの苗床や葉菜類にトンネルで被覆。その時期以外は全くの露地栽培で実践。キャベツ、ブロッコリーの播種期を半月~1ヶ月遅らせ、しかも露地でバラ散きの苗床で行います。

### 生物的防除

果菜類、カボチャなどの畦間にクズ小麦の全面バラ散きで、リビングマルチを実践。7月にはリビングマルチ麦は枯れ、横倒しになり地表面は被覆されます。

水田の除草.....1994年より除草対策に野鯉を15kg/10aを放し、2009年まで継続し、良好な効果を得ました。ただし、2010年より養殖の鯉を使うことになり、サイズも小さく、野鳥に食われ、効果は不十分でした。現在、自宅の池で稚魚を飼育中。

畑にはハスモンヨトウが9~10月に大発生することがありますが、このハスモンヨトウは気温が下がり始める頃、昆虫疫病菌に感染し、一斉に死滅することがあります。大量発生しても、このことを知っていれば何らの対策は必要ないことが判ります。

モンシロチョウの幼虫のアオムシはキャベツの典型的な害虫ですが、8~9割のアオムシに天敵であるアオムシサムライコマユバチが卵を産みつけ、退治してくれます。

### 在来品種などの生産・活用

在来品種には、この地域(石岡市八郷地区)に適し、病気に強く、味が良く、つくりやすい性質をもつものがあります。そうした在来品種のいくつかを継承するために種子の自家採種を続けています。その他、病気に強く、味も良く、作りやすいということで自家採種を続けているものに以下のものがあります。

- ・米...ヒトメボレ(15年以上)、ハブタエモチ(12年以上)、黒米(5年)

- ・小麦...農林61号、ユメシホウ
- ・大豆...八郷在来、青御前
- ・小豆...小納言
- ・黒豆...八郷在来
- ・ニンニク...八郷在来、その他3品種
- ・サトイモ...土垂
- ・ジャガイモ...マチルダ、メインクイン、キタアカリ
- ・ショウガ...三州
- ・カボチャ...スクナ
- ・ネギ...赤ネギ、他1品種
- ・キュウリ...バテンラズ、他2品種
- ・シマウリ
- ・ニガウリ...大長ニガウリ
- ・オクラ...シマオクラ
- ・シシトウ...甘長トウガラシ
- ・トウガラシ...ミウラトウガラシ
- ・トマト...ミニトマト(マイクロトマト)
- ・ラッキョウ
- ・アサツキ

### 落ち葉掻き(落ち葉集め)による苗床づくり

魚住農園では、地域の里山の落ち葉を活用して踏込温床をつくり、野菜の苗床とすることを通して、近隣の里山保全を行っています。

踏込温床の発酵材となる落ち葉は、落葉広葉樹のクヌギ、コナラ、山桜、コブシ、照葉樹のカシなどです。落ち葉掻き(落ち葉集め)による山の整備を年々広げ、踏込温床は野菜やサツマイモの育苗に使うだけでなく、翌年の野菜の床土になります。

落ち葉掻きは、有機農産物を購入している消費者たちにも呼びかけ、多くの消費者が参加する、交流を行いながらの冬の恒例行事ともなっています。消費者参加のこうした取り組みは、都市住民にも里山の重要性を伝えることにもなり、実際に山の手入れが行われることにより、山林の荒廃を防いでいます。

## 2. 養鶏の特徴

有機農業による自給飼料の生産と国産飼料の利用

鶏の主要な飼料は、小麦、米糠、酒糟、魚粉、カキ殻、貝化石のほか野菜の規格外のジャガイモ、カボチャ、サ





ツマイモ、大根、カブや白菜、キャベツなどの外葉、畑の雑草などの青物を主に与えています。

小麦は、地元の規格外の小麦のほか近所の米店から出る米糠、地元の酒造メーカーから出る酒糟、山形の鮭の魚粉であり、100%日本産の飼料です。地元の酒造メーカー(石岡酒造)からの酒糟は、米糠と違って油分がほとんどなく、保存性(貯蔵性)が高く、夏を越しても品質の低下が少なく鶏にとってもごちそうといえます。また、近隣の酪農家(鈴木牧場)から、チーズの製造工程で生じるホエー溶液を入手し、エサに混ぜ合わせ、発酵飼料として給与することで卵の品質も向上しました。

遺伝子組換作物(飼料)は安全性・環境への影響など、どのようなことが起きるか判らないことから、予防原則の考え方を働かせて、1996年より全面的に国産に切り換えています。地元JAやさとでエサ米の取り組みが始まったことから、今後エサ米の導入も検討しています。

### 風通しがよく、平飼いの鶏舎

鶏の放ち飼いについては、昨今の鳥インフルエンザの流行の恐れから野鳥との接触を避けなければならずできません。鶏舎のつくりは、壁面の両面が網でできており、風通しがよく、日光も十分に採り入れられる構造になっています。平飼いで、鶏舎の床はコンクリートではなく土間で、充分なモミガラ、落葉、ワラ類の敷料を用いることで、悪臭は発生せず、自然に近い状態に保たれ、ウジ、ハエの発生も全くありません。

### その他の特徴

- 鶏の病気コクシジウム症に対して、食用の醸造酢を飲み水やエサにふりかけることにより、化学薬品を用いることなく、健康の回復をはかっています。
- 一般には口ばしを切る技術が導入されているが、固い野菜の大根、カボチャ、ジャガイモ、サツマイモなどを食べる時、口ばしは重要であり、それらを切ってしまうと固いエサをつつけなくなってしまう。こうした生理に反することは行っていません。
- 群れとして安定させるため、メス12~13羽に対し、オス1羽を入れています。

## 3. 経営・販売の特徴

有機農業の実践面積・生産量と経常利益・販売高の統合有機農業の実践面積は、約3haです。稲作(水田15a)は、自家消費用。畑は285a。小麦(又は大豆)40a、ジャガイモ40aを毎年作付しています。旬のさまざまな野菜を205aに80~100品目栽培しています。

多様な品目、品種の作付けにより、万一、気象条件その他で虫が発生したり、ある種の作物の収穫量が確保されなかつたりしても、全体としてきわめて安定した収穫が確保されるように工夫し、経営的にも安定しています。

提携先の消費者は、千葉県松戸の有機の会25世帯、





牛久、つくば20世帯、東京、神奈川小田原40世帯、保育所2か所です。これらの消費者は、継続的に購入することになっており、消費者各世帯へは毎週1回、届きます。

「農家の食卓の延長上に都市生活者の食卓がある」という考え方で、収穫された旬の野菜をいわば「山分け」して各消費者世帯に届けています。野菜ごとに価格をつけていますが、年間を通してほぼ一定しており、収穫量も極端な差はでないので収入も安定しています。

「提携」の取り組みは、対象となる消費者グループにより、価格のつけ方や供給方法、荷姿などが少しずつ異なります。有機の会は、消費者の共同購入団体であり、毎週、供給物を農園まで彼ら自身のトラックで取りにきます。つくばなど近隣へは農園の車で直にコンテナを利用して宅配しています。東京方面へは、段ボール箱による宅配便を使用しています。

消費者に対しては、野菜の内容や生産の状況を判りやすく、毎週、隔週での発送や配達時にニュースレターやじかに話をして伝えています。とくに「3.11」東日本大震災後の放射能汚染については、農産物について放射能汚染の検査を実施し、それらの検査結果を含めた生産への姿勢を伝えています。

奇しくも、放射能汚染により、人々のつながり・絆が改めて見直されることになりました。子育てをしている若手の母親たちのなかには関西や九州まで移動して、家族がバラバラになっている人たちさえいました。また、関東周辺にとどまっている人たちの中でも、茨城というだけで生理的に受けつけてもらえない人も出てきて、それまで約120世帯で構成されていた提携先から約30～40世帯の人が外れてしまいました。そんな中、東京都内のエイ・ビー・シー保育園やさくら保育園は、震災後も全く変わらず食べてもらっているだけでなく、夏のジャガイモの収穫作業にも参加し、魚住農園を励ましにやってきました。また、震災後も、これまでどおり食べ続けると励ましてくれる人も多くいました。これはまさに、こうした提携の人々の支えがあったからです。「提携」は、物の売り買いではなく、友好的な関係性その本質であり、こうした時にこそ、「共に支え合う」、「相互扶助」の気持ちを通わせることができ、「提携」の真髄を確認することができました。

#### 4. 周辺の農業者の理解と消費者との交流

##### 地域の有機農業理解への理解・協力

有機農業の実践に対し、周辺農業者の理解・協力(緩衝帯の設置、農薬の飛散・流入の防止措置など)が得られているなど双方の良好な関係の構築、地元JAやさと内に有機部会があり、毎年1世帯の新規有機農業者を受け入れる研修制度もあり、年々、地域の中で有機農業の重みが増しています。地域では、有機農業と慣行栽培とはその双方の存在を認め合い、共存しています。

小麦生産の盛んな地域なので、規格外の小麦をエサ用に提供してもらおうなど、現状の有機農業者数だけではなかなか達成できない部分を補完してくれています。

北関東のこの地域は、工夫と技術で野菜の周年栽培が可能な地域です。一般には端境期が起こりがちですが、魚住農園では、全体を見渡した作付け計画とその時々気象条件に対応して育成する栽培技術の確かさが、周年栽培を可能にしています。大都市近郊である地理的特性をいかし

た都市消費者との直接提携では、とくに周年にわたる旬の新鮮な野菜類を途切れなく供給することが消費者にとって魅力となります。魚住農園のこうした作付け姿勢や栽培技術は、周辺農家にとっても参考となっています。

### 消費者との交流

農園での消費者との交流は、小規模の交流は日常的に行われていますが、大きなイベントとしては夏のジャガイモ掘り、冬の落葉集めで、例年30~40名程度の人々が参加しています。畑の草取り、収穫作業などには、常連の松戸の3人、牛久、埼玉からそれぞれ1人、その他の会員数人が思い思いにやってきます。

東京都内にあるエイ・ビー・シー保育園、さくら保育園へは、給食の食材提供(野菜・卵)を「提携」で行っているだけでなく、毎年、保育園児たちが農園でジャガイモ、サツマイモの収穫体験を行い、農業の現場の楽しさ、大切さを学んでもらっています。



本資料の作成にあたり、「第17回環境保全型農業推進コンクール推薦調書」(2011)を参考にしました。

# JA やさとの有機農業研修制度 「ゆめファームやさと」

柴山 進

NPO 法人アグリやさと

生活費をもらいながら有機農業（野菜）を学ぶことができる研修制度です。毎年 1 家族を受け入れ、2012 年の研修で 14 期目になります。研修生はほとんど茨城県外出身者で、有機農業をしたいという強い希望をもって集まってきた方ばかりです。家庭の事情があった 1 組を除き、すべての方が就農に成功しています。

## 研修の特徴

研修は 2 年間、自発的に学ぶ

1 年目に野菜栽培を学び、2 年目に復習するというカリキュラムです。この間、手取り足取り技術の指導を受けるのではなく、研修生は自発的に周りの有機栽培部会の仲間から聞いて、農業を学びます。研修のときから、一人の生産者として扱われ、自立を求められます。これが、この研修の新規就農者に離農者がほとんどいない理由です。

応募者は既婚者に限る

既婚者は家族の生活を背負っているため、並大抵の覚悟がなければ就農しないという考えからです。農村での生活や子育てについても有機栽培部会の仲間が相談に乗ってくれます。

生活費

国の青年就農給付金により、年間 150 万円を 2 年間支給されます。2011 年度までは、1 年目に月 16 万円、2 年目は月 14 万円支給されました。うち 8 万円は茨城県のニューファーマー育成研修助成事業の支援金で、残りは JA やさとが負担して、研修期間中の野菜の売り上げから JA 負担分を返済していました。

研修用農地・農業用機械は無料で貸与

JA が有機 J A S 認証圃場 90a を無料で貸与します。トラクターなどの農機具も JA が無料で貸与します。



JA やさと有機栽培部会の仲間

研修中の売り上げはJAが管理し、就農準備金として研修終了後に支給  
売り上げはJAの口座で管理し、研修終了後に就農準備金として研修生に支給されます。

販売はJAやさとがサポート

販売はJAやさとの有機野菜販売ルートを使えるため、最初から苦労をせずに販売先が確保できます。

## 部会のメンバーを通じて独立後の農地を確保

研修後の農地は準備していませんので、就農者は自分で農地を探すことになります。農地の情報は、研修中に交流を深めた有機栽培部会のメンバーを通じて紹介を受けることがほとんどです。そのためにも、地域との絆づくりが大切です。幸い、すべての研修生は、終了前には就農に必要な畑は確保して、土づくりまで行っています。

就農にあたって必要なポイントは、技術、農地、販路、自己資金、住居の5つです。このうちからについては、「ゆめファームやさと」のなかで解決できます。

この地区で問題になるのは、住居のことです。空き家で持ち主が貸す気があるような物件は、なかなか見つからないのが現状です。

住居の問題が解決できれば、「ゆめファームやさと」は、ほぼ間違いなく就農できる制度であると自負しています。

## 連絡先

〒315-0016 茨城県石岡市柿岡 3594-1 JA やさと営農指導課

TEL : 0299-44-1661 FAX : 0299-44-1660

E-mail : Jayasato-yu-ki@cosmos.ocn.ne.jp

# 有機農業の現状と課題

有機農業参入促進協議会事務局

国民の有機農産物の志向と有機農業推進法の施行が相まって、国や都道府県など公的機関に有機農業担当部署が設置され、有機農業の実態把握や試験研究が進みつつあります。また各地で、官民協働の有機農業推進の取り組み事例が見られるようになりました。

有機農業を志向する就農希望者を支援するために、自治体など公的機関の有機農業への理解を深め、就農支援に向けて官民相互の理解と連携を進めるために、有機農業の現状と課題について紹介します。

## 【現状】

### 就農希望者の多くが有機農業を志向

2010年の農業就業人口は1985年の48%と、25年間で半減しました。しかも、新規就農者は激減し、基幹的農業従事者の65歳以上の割合が6割を超え、その平均年齢も66.1歳（2010年）と高齢化が進んでいます。その結果として、耕作放棄地の増加が進み、農業を行うことに限界を感じている人びとが増えています（図1）。

一方、非農家出身の就農希望者が大幅に増加し、その多くが有機農業を志向しています（図2）。

事実、有機農業実施者のなかで、就農と同時に有機農業を始めた例は有機農業実施者の43%あり、有機農業を始めて10年以下の人は有機農業実施者の41%を占めています（図3）。

その一因として、非正規雇用者の増加など産業構造・就業構造の変化や環境意識の浸透などによる価値観の変化、都市的生活から農村的生活への生活価値観の転換など日本人の自然・生活・社会意識全体

の大きな変化が考えられます。また、有機農業実施者を対象とした調査結果によると、有機農業を始めたきっかけは、「安全・安心な農産物を作りたい」「健康のため」「農薬による健康被害、農薬が嫌い」といった健康に関する事柄が上位を占めています（表2）。

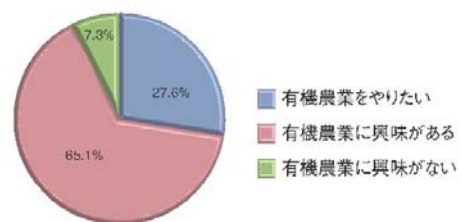
### 有機農業に対する意識の変化

有機農業の就農希望者の大部分は、「有機農

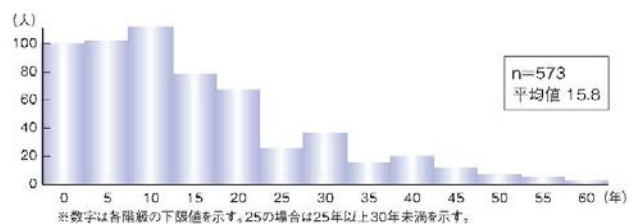
【図1】 基幹的農業従事者が減少し、高齢化が進む



【図2】 有機農業志向者は新規就農希望者の93%



【図3】 有機農業を始めてからの年数





業は特別な農業ではない」という意識を持っており、有機農業実施者を、変わり者扱いしてきた旧来の農業関係者の認識との間に大きなズレがあります。

多くの新規就農者は「自分が食べるものを作る」「自分が食べる立場に立って作る」という意識から、できるだけ安全な農産物を作りたいと考えているようです。したがって新規就農者にとって、自分が目指す農業は農薬・化学肥料を使わない有機農業であると考えてるのがごく当たり前になっていると言えます。

また、「新規就農者の就農実態に関する調査」によると、農外からの新規就農者（実家の農業経営とは別に就農した者も含む）のうち、「全作物で有機農業」（20.7%）と「一部作物で有機農業」（5.9%）とを合わせ 26.6%の人が、有機農業に取り組んでいます（図4）。

さらに、「有機農業は特別な農業ではない」と考える有機農家のなかには、個人的な生き方を追求するだけでなく、地域づくりや地域問題の解決など、社会性・公共性のある生き方を追求する姿も見られるようになってきました。その結果、埼玉県小川町、栃木県茂木町はじめ各地で就農者が周囲と連携し、有機農家を中心にした新たな地域づくりの動きが出てきています。

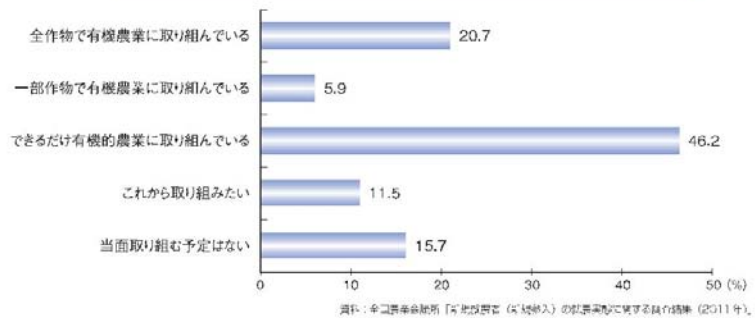
一方、慣行農家でも、その半数は条件が整えば有機農業に取り組みたいと考え始めていて、地域ぐるみで有機農業を目指す動きへの理解者も徐々に増えています（図5）。

【表2】有機農業を始めたきっかけ

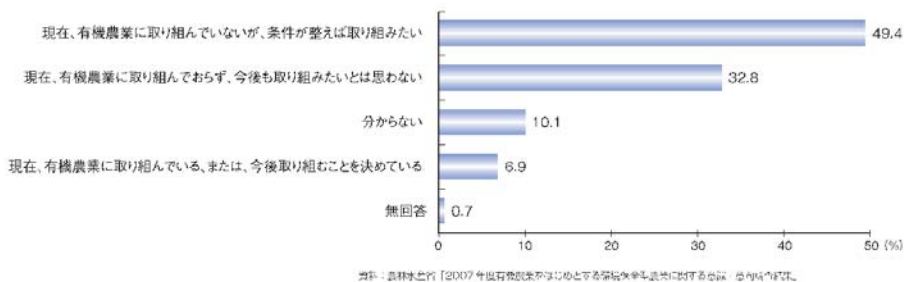
順位	要点	割合(%)
1	他からの勧め・助言、他の有機農業実施者の影響	13.8
2	安全・安心な農産物を作りたい	13.5
3	(自分、家族、消費者の)健康のため	13.5
4	親が有機農業をやっている、それを継いだ	7.0
5	農薬による健康被害、農薬が嫌い	7.0
6	環境保全に関心がある	5.2
7	本、雑誌を読んで(テレビ、ラジオを含む)	4.5
8	脱サラ、または定年退職後始めた	2.8
9	良質のものを求めて	2.5
10	自給自足するなら有機で、自分も食べたいから	2.3

※様本数 537。よこを当人3つまで仕分けし、縦横データの多い10項目。資料：MOA/土壌改良文化事業部「2010年有機農業参入促進データ作成共同報告書」

【図4】農外からの新規就農者の27%は有機農業を実施している



【図5】条件が整えば有機農業に取り組みたい者が50%いる



### 有機農業実施者は公的支援を受けることが少ない！

有機農業実施者は、補助金などの支援を受けることが少ない傾向にあります。受けられないと言うより、むしろ受けようとしなかったとも言えます。

有機農業実施者は、販路も自ら開拓するため、JAの組合員にならない場合が多く、公的機関の情報が入手しにくいことも、公的支援が利用されない一因になっています。

また、公的支援を受けようとしなない研修先で研修を受けた就農希望者も、公的資金を受けるのに億おっくうになりがちです。

### 技術の取得には研修が重要

有機農業の新規就農プロセスにおいては、公的機関を通して栽培方法が一般化された慣行農業と異なり、個々の農家に蓄積された栽培技術情報を手軽に入手できないため、研修が決定的に重要な役割を果たしています。

そして、一定期間の研修によって、農業と農村の現実をきちんと理解し、自覚と意欲を持って就農することが就農の成否を分ける重要な点です。

### 消費者の有機農産物への高い関心

有機農業に関する消費者の意識調査によると、近年の健康志向を反映して、消費者の約6割が有機農産物に関心を持っているという結果が出ています(図6)。

実際、「有機農産物」「減農薬栽培農産物」などを扱っているスーパーをよく見かけるようになりました。また、全国的に「道の駅」や「産直市」などで販売される「生産者の顔が見える」農産物が注目されるようになってきています。これは、消費者が第一に有機農産物を選択するのではなく、まず生産者を選択し、その結果として有機農産物を購入するというケースが出てきているからだと考えられます。

## 【課題】

### 急がれる技術の体系化

有機農業の栽培技術は、地域の自然条件や栽培者の自然観によっても異なり、さまざまです。しかも農家や民間の研究機関で試行錯誤を繰り返しながら開発されてきたため、同じ地域であっても、土壌や地形などの条件によって栽培方法が異なります。

しかしそのなかから、一般化できる技術も多くあります。有機農業に関する試験研究は始まったばかりですが、独立行政法人や都道府県の農業試験場で、有機農業の栽培事例の収集・整理やそれを実証するための試験研究が開始されています。

また近年、有機農業実施者や関係者による雑誌や著書も多く出版されるようになり、有機農業に関する情報が入手しやすくなっています。

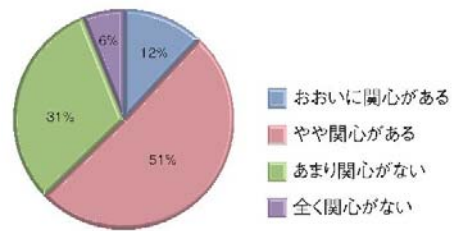
### 民間の研修機関や農家の研修内容の充実

就農希望者の多くは農業についての知識や経験が乏しいため、研修先の考え方や栽培方法に影響を受けやすい傾向にあります。

有機農業の新規就農支援は、もっぱら民間の研修機関や農家自身によって進められてきました。しかし、有機農業の研修制度の現状は、種々の研修機関・個人が自らの考え方や経験に基づいて、試行錯誤しながら研修生を指導しているのが実情であり、改善すべき点は多々あります。

一方、非農家出身者で法人に就職して農業技術を身につける例が、有機農業志向者でも多く見られます。法人では農家に比べて農業規模が大きくなり、さまざまな部署で作業を分担します。法人での研修や就職希望者に対しては、農家での研修とは異なる点を理解してもらう必要があります。

【図6】消費者の63%が有機農産物に関心を示す



資料：JICA有機農業研究会「有機農業への消費者の理解促進と「研修」に関する実証報告(2011年)」

## 農村の受け入れ体制の整備

新規就農希望者は、農村地域での住宅、農地の確保に苦労しています（図 7）。これは有機農業志向者にとっても大変なことです。

とくに、非農家出身で有機農業を志向した場合は相談先が限定され、数少ない情報をもとに相談に訪れる場合が多く見られます。

いかなる栽培法であっても、やる気のある就農希望者には、分け隔てなく相談に乗れる体制が求められています。

つまり、新規参入者のための住宅、農地、公的な支援事業（補助金）、技術習得のための研修先などの「よろず相談」ができる体制は欠かせません。

## 販路の確保

就農後、やっと有機農産物ができる

ようになったのに、販売先が見つからないということがあります。有機農業実施者を増やすには、技術の確立とともに販路の確保が必要不可欠であり（図 8）、消費者との交流や流通関係者とのマッチングなど、有機農産物への理解を深めてもらい、需要を増やすことが大切です。

また、研修期間中に、栽培技術のみならず、経営管理や販売方法も習得できる研修先を選ぶこともポイントのひとつです。

## 【就農担当者に求められる有機農業志向者への対応】

「職業選択と人生の転機が重なり合う」のが、新規就農の大きな特徴と言えます。

就農は単なる職業選択だけでなく、生き方の転換でもあるのです。サラリーマン生活を辞めて就農すれば、住む場所、生活サイクル、家族との関わり、地域とのつきあいなど生活全体が劇的に変わる可能性があります。その影響を考えれば、就農希望者が情報収集、相談、現地訪問、研修などに何年もかけて、家族と相談しながら慎重に就農準備を進めるのはむしろ当然のことと言えます。

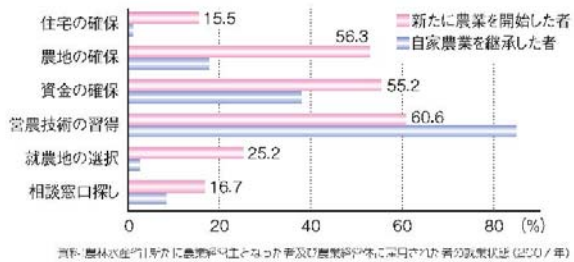
就農後の暮らし方と都市的・サラリーマン的暮らし方を比較してみると、農業・農村の暮らしがそのまま、非農家出身の就農希望者の憧れを満たす条件になっていることが分かり、就農希望者が有機農業を志向していることにもつながっていると言えるでしょう（表 3）。

先にも紹介したように、有機農業に関する情報は入手しやすくなっています。就農希望者の多くが有機農業を志向している現状を直視して、日頃より関連情報の収集を心掛けることが大切です。

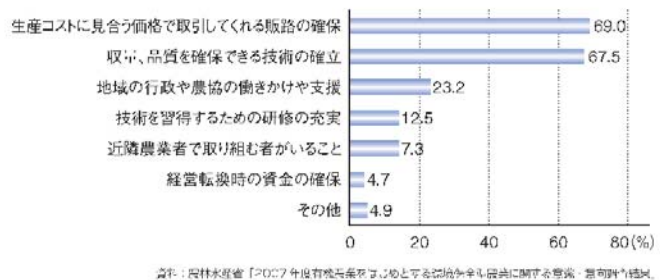
新規就農者を育てたいと考え、実行している有機農業実施者や関係者が各地にいます。その情報を入手するためにも、都道府県の有機農業担当および各地の有機農業相談窓口と連携した対応が欠かせません。

民間と公的機関が協働で就農支援を行い、お互いの利点を引き出し、有機農業志向者に対応している事例がいくつかの地域で見られるようになってきました。たとえば、兵庫県の有機農業担当部署と兵庫県有機農業研究会では連絡を密に取り、有機農業を志向する新規就農希望者に対応しています。

〔図 7〕 農業を始める者は、技術の習得、資金、農地の確保に苦労している



〔図 8〕 有機農業を始めるには、「販路の確保」と「技術の習得」が重要





このほか農林水産省のホームページなどに掲載されている取り組み事例を参考に、それぞれの地域の実情にあった有機農業相談体制の整備が求められています。

有機農業参入促進協議会では、ポータルサイト「有機農業をはじめよう！」を通じて、各地の有機農業研修先、有機農業相談窓口をはじめ、有機農業相談会や講習会の開催案内を紹介しています。

【表 3】 就農後の暮らし方と都市的・サラリーマン的暮らし方の比較

	就農後の暮らし方	都市的・サラリーマン的暮らし方
家族との生活	毎日一緒	日中別々
職場との距離	生活と仕事の場が一体	家から1時間以上もかけて職場に通う
食べ物の自給性	自分の食べる物を自分で作る	何もかも金で買わざるを得ない
食べ物の安全性	安心して食べられる食べもの	誰がどう作ったか分からない食品
労働内容	自然を相手に身体を使って汗をかいて働く	身体を使わない労働
自立性	自分で作ったものを売って生活する	人に雇われるサラリーマン

平山 2012年 国土環境総合計画 農業有機農業の発展（有機農業参入促進事業） 報告書（2011年3月）57-61ページ「有機農業の持続可能な発展と課題」（平山）を改定

『就農担当者のための有機農業就農支援ガイド』（有機農業参入促進協議会、2012年）p.6-p10より転載しました。

# 有機農業に関する相談の問い合わせ先

有機農業をはじめるとあって、どこに相談をしたらいいのかというのが最初の問題かもしれません。全国には有機農業の相談に応じられる団体がいくつもございます。各団体それぞれ特色があり、答えは様々ありますので、色々と相談してみてください。相談窓口情報の詳細は、ウェブサイト「有機農業をはじめよう！」[yuki-hajimeru.net](http://yuki-hajimeru.net) をご覧下さい。

「どこに相談したらいいかも分からない」「有機農業についてまず質問してみたい」などの方は、とりあえず全国相談窓口にお問い合わせしてみてください。

都道府県	団体名	電話番号
全国	有機農業参入全国相談窓口	0558-79-1133
北海道	津別町有機農業推進協議会	0152-76-2151
北海道	北海道有機農業生産者懇話会	011-385-2151
北海道	(財)微生物応用技術研究所名寄研究農場	01654-8-2722
岩手県	一関地方有機農業推進協議会	0191-75-2922
岩手県	岩手県農林水産部農業普及技術課	019-629-5652
宮城県	宮城県農林水産部農産園芸環境課	022-211-2846
秋田県	NPO法人永続農業秋田県文化事業団	018-870-2661
山形県	遊佐町有機農業推進協議会	0234-72-3234
山形県	山形県農林水産部環境農業推進課	023-630-2481
福島県	(財)福島県農業振興公社 青年農業者等育成センター	024-521-9835
福島県	福島県農業総合センター有機農業推進室	024-958-1711
茨城県	NPO法人アグリやさと	0299-51-3117
茨城県	茨城県農林水産部農産課	029-301-1111
茨城県	NPO法人あしたを拓く有機農業塾	090-2426-4612
栃木県	NPO法人民間稲作研究所	0285-53-1133
栃木県	栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当	028-623-2286
群馬県	高崎市倉淵町有機農業推進協議会	027-378-3111
千葉県	有機ネットちば	0476-94-0867
千葉県	山武市有機農業推進協議会	0475-89-0590
東京都	東京都産業労働局農林水産部食料安全室生産環境係	03-5320-4834
東京都	特定非営利活動法人 日本有機農業研究会	03-3818-3078
新潟県	三条市農林課	0256-34-5511
新潟県	にいがた有機農業推進ネットワーク	025-269-5833
新潟県	NPO法人雪割草の郷	0256-78-7234
石川県	金沢市有機農業推進協議会	076-257-8818
長野県	(公財)自然農法国際研究開発センター	0263-92-6800

都道府県	団体名	電話番号
静岡県	一般社団法人MOA自然農法文化事業団	0558-79-1113
愛知県	オアシス21オーガニックファーマーズ朝市村	052-265-8371
三重県	社団法人全国愛農会	0595-52-0108
滋賀県	NPO法人秀明自然農法ネットワーク	0748-82-7855
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	078-362-9210
奈良県	有限会社山口農園～オーガニックアグリスクールNARA	0745-82-2589
和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	073-441-2905
岡山県	岡山商科大学経営学部岸田研究室	070-5424-2729
広島県	食と農・広島県協議会	090-3177-0438
徳島県	(特非)とくしま有機農業サポートセンター	0885-37-2038
香川県	香川県農政水産部農業経営課	087-832-3411
愛媛県	今治市有機農業推進協議会	0898-36-1542
高知県	有機のがっこう「土佐自然塾」	0887-82-1700
熊本県	くまもと有機農業推進ネットワーク	096-384-9714
大分県	NPO法人おおいた有機農業研究会	097-567-2613
鹿児島県	鹿児島有機農業技術支援センター	0995-73-3511
沖縄県	(財)微生物応用技術研究所大宜味農場	0980-43-2641

有機農業相談窓口の登録を希望される団体は、「有機農業参入促進協議会事務局（Tel/Fax：0263-92-6622）」までご連絡ください。

# 有機農業の研修受入先をご紹介します

有機農業参入促進協議会(有参協)は、有機農業の参入促進を担っている団体が構成員となり、「公的機関及び民間団体と協働して、有機農業への新規及び転換参入希望者を支援すること」を目的に設立いたしました。構成団体のさまざまな活動情報を紹介するとともに有参協独自の活動を通して、参入支援情報の発信拠点としての役割を担っている団体です。

有参協では国の有機農業総合支援事業(有機農業参入促進事業)の補助金の交付を受けて、有機農業の実施者を増加させるための事業を進めています。この事業の一環として、有機農業研修受入先の情報整備を行い、これから有機農業の研修を希望する方に、ウェブサイト「有機農業をはじめよう」(yuki-hajimeru.net)を通じて、希望者に適切な情報を提供しています。

有機農業の研修をされたり、受けられたりしている皆様に、有機農業の研修受入先をご紹介します。よろしくお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

ご紹介いただいた研修受入先には、当方より「有機農業研修受入先データベース作成のための調査」用紙をお送りして、研修内容や施設などについてお尋ねします。ご返送いただいた情報については、研修受入先の皆様に迷惑をおかけしないように最善の注意を払いながら、ウェブサイトにて、研修を希望される方に情報を提供していきます。

研修受入先と連絡の取れる情報<個人(団体)名、連絡先(住所)、TEL、FAX、E-mailなど>を下記の「有機農業参入促進協議会有機研修先調査室」までご連絡ください。

皆様のご協力をお願いいたします。

有機農業参入促進協議会  
有機研修先調査室

〒518-0221 三重県伊賀市別府740

社団法人全国愛農会内

Tel:0595-53-0070 Fax:0595-53-0071

E-mail:kensyu@yuki-hajimeru.net

# 有機農業公開セミナー 開催一覧

回	開催年月	開催地	テーマ	主催	共催	後援
第1回	2007年6月	茨城県阿見町	有機農業の採種と育種技術を考える	有機農業技術会議		
第2回	2007年9月	京都府京都市	有機農業の新規就農を考える	有機農業技術会議		
第3回	2007年11月	長野県松本市	有機農業大学講座 & 有機農業の堆肥と土づくりを考える	有機農業技術会議	長野県有機農業研究会	農林水産省・長野県・松本市・長野県農業会議・信州大学・JA長野中央会
第4回	2008年7月	福島県郡山市	有機農業を基本から考える	有機農業技術会議		農林水産省・福島県
第5回	2008年10月	島根県浜田市	有機農業大学講座	有機農業技術会議		農林水産省・島根県・浜田市・島根県立大学・JA島根中央会・島根有機農業協会
第6回	2009年11月	高知県高知市	有機農業の施設栽培を考える	有機農業技術会議	高知県有機農業推進連絡協議会・「有機農業技術公開セミナー in 高知」実行委員会・高知県	農林水産省・高知市・高知大学・JA高知中央会・高知県園芸連・高知県有機農業研究会
第7回	2010年2月	北海道津別町	安全・安心の大規模農業を考える	有機農業技術会議	津別町有機農業推進協議会・津別町・津別町農業協同組合	農林水産省・北海道
第8回	2010年11月	石川県金沢市	大規模稲作を考える	有機農業技術会議	石川県有機・減農薬農業振興協議会・金沢市有機農業推進協議会	農林水産省・石川県・金沢市・石川県農業協同組合中央会
第9回	2011年1月	山梨県山梨市	果樹栽培の可能性を考える	有機農業技術会議	やまなし有機農業連絡会議	農林水産省・山梨県・長野県・山梨市・長野県有機農業研究会
第10回	2011年12月	奈良県宇陀市	野菜の安定生産と流通を考える	有機農業参入促進協議会	宇陀市有機農業推進協議会・宇陀市	農林水産省・奈良県・奈良県農業協同組合

回	開催年月	開催地	テーマ	主催	共催	後援
第11回	2012年 2月	大分県 臼杵市	土づくりと地域の 未来を考える	有機農業 参入促進 協議会	おおいた有機 農業研究会・ おおいた有機 農業推進ネッ トワーク	農林水産省・大分 県・臼杵市・豊後大 野市・JA 大分中央 会・朝日新聞社・毎 日新聞社・読売新聞 西部本社・大分合同 新聞社・NHK 大分放 送局・OBS 大分放 送・TOS テレビ大 分・OAB 大分朝日放 送
第12回	2012年 10月	岡山県 瀬戸内 市	食と農による地域 づくりを考える	有機農業 参入促進 協議会	農と食による 地域づくり研 究会	農林水産省・岡山 県・瀬戸内市・岡山 商科大学
第13回	2013年 2月	東京都 渋谷区	新規就農支援を考 える	有機農業 参入促進 協議会	日本有機農業 研究会、國學 院大學環境教 育研究プロジ ェクト、渋谷・環境と文 化の会	

第 13 回有機農業公開セミナーの開催および本資料の作成は、平成 24 年度有機農業総合支援事業（有機農業参入促進事業）の一環として実施しています。

本資料の複製、転載および引用は、必ず原著者の了承を得た上で行ってください。

2013 年 2 月 27 日発行

有機農業をはじめよう！ No.4

有機農業参入促進協議会事務局

〒390-1401 長野県松本市波田 5632

Tel/FAX : 0263-92-6622

Email : office@yuki-hajimeru.net

Website: yuki-hajimeru.net





# yuki-hajimeru.net

有機農業参入促進協議会（有参協）では、有機農業をはじめたい方を応援しています。全国の有機農業者、有機農業推進団体と連携して、研修先、相談窓口などの情報発信や相談会、実践講座、公開セミナーの開催など、さまざまな活動を行っています。